

半 期 報 告 書

(第66期中) 自 平成24年 4 月 1 日
至 平成24年 9 月 30 日

三井生命保険株式会社

(E03852)

第66期中（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

半 期 報 告 書

- 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

三井生命保険株式会社

目 次

頁

第66期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	7
1 【業績等の概要】	7
2 【生産、受注及び販売の状況】	15
3 【対処すべき課題】	15
4 【事業等のリスク】	15
5 【経営上の重要な契約等】	16
6 【研究開発活動】	16
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	17
第3 【設備の状況】	31
1 【主要な設備の状況】	31
2 【設備の新設、除却等の計画】	31
第4 【提出会社の状況】	32
1 【株式等の状況】	32
2 【株価の推移】	39
3 【役員の状況】	39
第5 【経理の状況】	40
1 【中間連結財務諸表等】	41
2 【中間財務諸表等】	75
第6 【提出会社の参考情報】	95
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	96

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年12月19日

【中間会計期間】 第66期中(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

【会社名】 三井生命保険株式会社

【英訳名】 MITSUI LIFE INSURANCE COMPANY LIMITED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 幸央

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町二丁目1番1号

【電話番号】 03-6831-8000 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員主計部長 吉村 俊哉

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町二丁目1番1号

【電話番号】 03-6831-8000 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員主計部長 吉村 俊哉

【縦覧に供する場所】 金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第64期中	第65期中	第66期中	第64期	第65期
会計期間	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日	自 平成24年 4月1日 至 平成24年 9月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日	自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日
保険料等収入 (百万円)	322,622	291,058	277,239	657,239	582,644
資産運用収益 (百万円)	134,629	127,858	116,661	194,856	177,191
保険金等支払金 (百万円)	332,611	336,388	335,755	840,540	648,006
経常利益 (百万円)	20,689	16,342	1,696	24,753	33,163
契約者配当準備金繰入額 (百万円)	7,656	7,411	7,242	15,380	14,221
中間(当期)純利益 (百万円)	12,046	8,009	2,475	14,185	13,735
中間包括利益又は 包括利益 (百万円)	19,458	△1,761	△10,281	△5,207	28,634
純資産額 (百万円)	241,546	213,885	233,999	215,646	244,281
総資産額 (百万円)	7,451,454	7,144,899	7,071,057	7,224,266	7,168,020
1株当たり純資産額 (円)	319.98	225.10	297.31	231.42	334.22
1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	26.14	17.38	5.37	30.78	29.80
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	20.17	13.40	4.14	23.75	22.98
自己資本比率 (%)	3.23	2.99	3.31	2.99	3.41
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△21,457	△49,804	△71,278	△189,032	△66,221
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△4,779	78,954	79,945	153,248	23,613
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△57	△37	△26	△57	△38
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	365,919	386,527	323,219	356,705	314,623
従業員数(内務職員) 〔外、平均契約社員数〕 (名) (営業職員)	3,620 [1,667] 9,535	3,616 [1,554] 8,687	3,622 [1,479] 8,375	3,597 [1,634] 9,013	3,586 [1,539] 8,532

(注) 1 保険料等収入、資産運用収益、保険金等支払金には消費税等は含まれておりません。

2 第64期中の中間包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

- 3 1株当たり純資産額の計算にあたっては、それぞれ次の方法により算定しております。
第64期中：A種株式(1株当たりの払込金額100,000円)については普通株式と同等の株式として取り扱うこととしておりますが、中間連結会計期間末の純資産の部の合計額からB種株式及びA種株式の払込金額並びに少数株主持分を控除した残額が、500円(100,000円を調整後A種株式調整比率200で除した額)に中間連結会計期間末の普通株式の株式数を乗じた金額を下回っているため、純資産の部の合計額からB種株式及びA種株式の払込金額並びに少数株主持分を控除し、普通株式に係る1株当たり純資産額を算定しております。
第65期中、第66期中、第64期及び第65期：A種株式については普通株式と同等の株式として取り扱うこととしておりますが、中間連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産の部の合計額からB種株式及びA種株式の払込金額を控除した残額が、500円(100,000円を調整後A種株式調整比率200で除した額)に中間連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の株式数を乗じた金額を下回っているため、純資産の部の合計額からB種株式及びA種株式の払込金額を控除し、普通株式に係る1株当たり純資産額を算定しております。
- 4 1株当たり中間(当期)純利益の計算にあたっては、A種株式については普通株式と同等の株式として取り扱うこととしており、A種株式の期中平均株式数に調整後A種株式調整比率200を乗じた株式数を含めて算定しております。
- 5 第65期中より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。これに伴い、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定方法を変更しておりますが、第64期以前については遡及処理を行っておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第64期中	第65期中	第66期中	第64期	第65期
会計期間	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日	自 平成24年 4月1日 至 平成24年 9月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日	自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日
保険料等収入 (百万円)	322,622	291,058	277,239	657,239	582,644
資産運用収益 (百万円)	134,519	128,665	116,732	194,826	178,062
保険金等支払金 (百万円)	332,611	336,388	335,755	840,540	648,006
経常利益 (百万円)	20,689	17,464	2,216	23,910	34,776
契約者配当準備金繰入額 (百万円)	7,656	7,411	7,242	15,380	14,221
中間(当期)純利益 (百万円)	12,145	8,862	2,992	13,782	14,977
資本金 (百万円)	167,280	167,280	167,280	167,280	167,280
発行済株式総数 (千株)	普通株式 295,807 A種株式 1,084 B種株式 600	普通株式 295,807 A種株式 1,084 B種株式 600	普通株式 295,807 A種株式 1,084 B種株式 600	普通株式 295,807 A種株式 1,084 B種株式 600	普通株式 295,807 A種株式 1,084 B種株式 600
純資産額 (百万円)	240,085	213,804	234,709	214,948	244,563
総資産額 (百万円)	7,449,852	7,144,581	7,071,695	7,223,434	7,168,156
1株当たり純資産額 (円)	319.16	224.81	299.86	228.91	335.24
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	26.35	19.23	6.49	29.90	32.50
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	20.33	14.83	5.01	23.08	25.06
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	3.22	2.99	3.32	2.98	3.41
従業員数(内務職員) 〔外、平均契約社員数〕 (営業職員) (名)	3,603 [1,637] 9,535	3,602 [1,519] 8,687	3,609 [1,444] 8,375	3,580 [1,605] 9,013	3,573 [1,504] 8,532

- (注) 1 保険料等収入、資産運用収益、保険金等支払金には消費税等は含まれておりません。
- 2 1株当たり純資産額の計算にあたっては、A種株式(1株当たりの払込金額100,000円)については普通株式と同等の株式として取り扱うこととしておりますが、中間会計期間末(事業年度末)の純資産の部の合計額からB種株式及びA種株式の払込金額を控除した残額が、500円(100,000円を調整後A種株式調整比率200で除した額)に中間会計期間末(事業年度末)の普通株式の株式数を乗じた金額を下回っているため、純資産の部の合計額からB種株式及びA種株式の払込金額を控除し、普通株式に係る1株当たり純資産額を算定しております。
- 3 1株当たり中間(当期)純利益の計算にあたっては、A種株式については普通株式と同等の株式として取り扱うこととしており、A種株式の期中平均株式数に調整後A種株式調整比率200を乗じた株式数を含めて算定しております。
- 4 第65期中より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。これに伴い、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定方法を変更しておりますが、第64期以前については遡及処理を行っておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、3【関係会社の状況】に記載のとおりであります。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間における、主要な関係会社の異動は次のとおりであります。

持分法適用関連会社からの除外

当社所有の有価証券の保管及び売買決済にかかる業務を営んでおりました総合証券事務サービス株式会社は、平成24年5月31日付で解散し、平成24年9月27日付で清算結了いたしました(清算結了時点まで持分法を適用)。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成24年9月30日現在

事業部門の名称	従業員数(名)
保険及び保険関連事業	11,839[1,421]
資産運用関連事業	148[23]
総務・事務代行等関連事業	10[35]
合計	11,997[1,479]

- (注) 1 従業員数は、就業人員数(当社及び連結子会社から当社及び連結子会社外への出向者を除き、当社及び連結子会社外から当社及び連結子会社への出向者を含む)であり、また、内務担当職・パートタイマー等の契約社員を除いております。
- 2 契約社員数は[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。なお、契約社員数には、内務担当職・パートタイマー等の契約社員を含み、派遣社員を除いております。
- 3 当社グループは、単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数及び契約社員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成24年9月30日現在

区分	従業員数(名)
内務職員	3,609[1,444]
営業職員	8,375

- (注) 1 従業員数は、就業人員数(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む)であり、また、内務担当職・パートタイマー等の契約社員を除いております。
- 2 契約社員数は[]内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。なお、契約社員数には、内務担当職・パートタイマー等の契約社員を含み、派遣社員を除いております。

(3) 労働組合の状況

平成24年9月30日現在

名称	組合員数(名)	労使間の状況
三井生命労働組合	11,582	労使間に特記事項なし

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間のわが国経済は、国内需要については復興需要等を背景として緩やかに回復しつつありますが、欧州債務問題を巡る不確実性が依然として高いなか、世界景気の減速等を背景として回復の動きに足踏みがみられました。

このような環境の中、生命保険業界におきましては、少子高齢化や世帯構成の変化などを受け、個人保険の保有契約高が引続き減少傾向にある一方で、一部の第三分野商品や貯蓄性商品の新契約件数については堅調に推移するなど、生命保険に対するニーズは多様化が進んでおり、より一層の企業努力が求められております。

このような事業環境にあつて、当中間連結会計期間の業績動向につきましては、経常収益は4,820億円(前中間連結会計期間比△3.9%)、そのうち保険料等収入は2,772億円(同△4.7%)、資産運用収益は1,166億円(同△8.8%)となりました。これに対し、経常費用は4,803億円(同△1.0%)、そのうち保険金等支払金は3,357億円(同△0.2%)、資産運用費用が756億円(同△6.3%)、事業費が516億円(同+0.5%)となりました。この結果、経常利益は16億円(同△89.6%)となり、特別利益56億円(同+1,182.6%)、特別損失4億円(同△59.7%)、契約者配当準備金繰入額72億円(同△2.3%)及び法人税等合計△27億円(前中間連結会計期間は2億円)を加減した上で、中間純利益は24億円(前中間連結会計期間比△69.1%)となりました。

[保険引受業務]

<年換算保険料>

当中間連結会計期間の個人保険及び個人年金保険の新契約年換算保険料(転換による純増加を含みます。以下同じ。)は、転換専用医療保険及び個人年金保険の増加等により、前中間連結会計期間に比べ9億円増加し、145億円(前中間連結会計期間比+6.6%)となりました。このうち、医療保障・生前給付保障等の新契約年換算保険料は3億円減少し、51億円(同△5.6%)となりました。

当中間連結会計期間末の個人保険及び個人年金保険の保有契約年換算保険料は、解約・失効や満期等による減少が新契約による増加を上回っているため、前連結会計年度末に比べ59億円減少し、5,297億円(前連結会計年度比△1.1%)となりました。このうち、医療保障・生前給付保障等の保有契約年換算保険料は3億円増加し、1,243億円(同+0.3%)となりました。

<新契約高・保有契約高等>

当中間連結会計期間の個人保険及び個人年金保険の保障額ベースの新契約高(転換による純増加を含みます。以下同じ。)は、総合保障型商品及び個人年金保険の死亡保障金額が増加したこと等により、前中間連結会計期間に比べ1,327億円増加し、4,186億円(前中間連結会計期間比+46.4%)となりました。

解約・失効高は、「ご契約内容確認活動」の展開等、お客さまとのコミュニケーション強化に取り組んできた結果、前中間連結会計期間から824億円減少し、7,767億円となりました。解約・失効率は、前中間連結会計期間から0.04ポイント改善し、2.90%となりました。

当中間連結会計期間末の個人保険及び個人年金保険の保障額ベースの保有契約高は、解約・失効や満期等による減少が新契約高による増加を上回っているため、前連結会計年度末に比べ9,022億円減少し、26兆1,586億円(前連結会計年度比△3.3%)となりました。

団体保険の保有契約高は、前連結会計年度末に比べ2,118億円減少し、13兆7,583億円(前連結会計年度比△1.5%)となりました。団体年金保険の責任準備金は、721億円減少し、8,474億円(同△7.8%)となりました。

<保険料等収入・保険金等支払金>

保険料等収入は、個人保険及び団体年金保険の保有契約高が減少したこと等により、前中間連結会計期間に比べ138億円減少し、2,772億円(前中間連結会計期間比△4.7%)となりました。

保険金等支払金は、団体年金保険に係るその他返戻金が増加した一方で、解約返戻金が減少したこと等により、前中間連結会計期間に比べ6億円減少し、3,357億円(同△0.2%)となりました。

① 年換算保険料

(a) 新契約

区分	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
	金額(百万円)	金額(百万円)	前年同期比(%)
個人保険	12,321	12,871	104.5
個人年金保険	1,347	1,702	126.3
合計	13,669	14,573	106.6
うち医療保障・生前給付保障等	5,459	5,152	94.4

(b) 保有契約

区分	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)	
	金額(百万円)	金額(百万円)	前年度比(%)
個人保険	397,362	391,053	98.4
個人年金保険	138,338	138,666	100.2
合計	535,701	529,719	98.9
うち医療保障・生前給付保障等	123,967	124,302	100.3

- (注) 1 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額であります(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。
- 2 医療保障・生前給付保障等については、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。
- 3 新契約には、転換による純増加を含んでおります。

② 新契約高、保有契約高等

(a) 新契約高

区分	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)				当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)					
	件数 (千件)	金額(百万円)			件数 (千件)	前年 同期比 (%)	金額(百万円)			
		合計	新契約	転換による 純増加			合計	前年 同期比 (%)	新契約	転換による 純増加
個人保険	86	252,242	501,437	△249,195	85	98.6	375,024	148.7	556,482	△181,457
個人年金保険	6	33,722	35,122	△1,400	7	116.0	43,662	129.5	45,057	△1,395
個人保険＋ 個人年金保険	92	285,964	536,560	△250,595	92	99.7	418,686	146.4	601,539	△182,852
団体保険	—	288,129	288,129	—	—	—	77,215	26.8	77,215	—
団体年金保険	—	99	99	—	—	—	—	0.0	—	—

- (注) 1 件数は、新契約に転換後契約を加えた数値であります。
 2 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資であります。
 3 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料であります。

(b) 保有契約高

区分	前連結会計年度 (平成24年3月31日)		当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)			
	件数 (千件)	金額 (百万円)	件数 (千件)	前年度末比 (%)	金額 (百万円)	前年度末比 (%)
個人保険	2,268	24,538,669	2,238	98.7	23,636,886	96.3
個人年金保険	514	2,522,236	513	99.8	2,521,761	100.0
個人保険＋ 個人年金保険	2,783	27,060,906	2,752	98.9	26,158,647	96.7
団体保険	—	13,970,197	—	—	13,758,364	98.5
団体年金保険	—	919,620	—	—	847,495	92.2

- (注) 1 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものであります。
 2 団体年金保険については、責任準備金の金額であります。

(c) 解約・失効高、解約・失効率(個人保険＋個人年金保険)

区分	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
解約・失効高(百万円)	859,284	776,785
解約・失効率(%)	2.94	2.90

- (注) 解約・失効の数値は失効後復活契約を失効と相殺せずに算出しております。

③ 保険料等収入明細表

区分	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
個人保険	203,044	196,718
個人年金保険	21,401	22,047
団体保険	22,602	22,219
団体年金保険	38,841	31,116
その他	4,717	4,826
小計	290,607	276,928
再保険収入	451	310
計	291,058	277,239

(注) その他は、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、就業不能保障保険、受再保険の合計であります。

④ 保険金等支払金明細表

前中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

区分	保険金	年金	給付金	解約返戻金	その他返戻金	再保険料	合計
	金額(百万円)						
個人保険	104,503	—	22,269	58,153	721	—	185,647
個人年金保険	5	20,977	9,132	10,962	144	—	41,223
団体保険	12,563	389	38	10	—	—	13,001
団体年金保険	—	13,642	29,153	25,044	22,629	—	90,469
その他	1,215	994	411	2,909	0	—	5,531
小計	118,288	36,004	61,006	97,080	23,496	—	335,875
再保険	—	—	—	—	—	513	513
計	118,288	36,004	61,006	97,080	23,496	513	336,388

(注) その他は、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、就業不能保障保険、受再保険の合計であります。

当中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

区分	保険金	年金	給付金	解約返戻金	その他返戻金	再保険料	合計
	金額(百万円)						
個人保険	99,793	—	21,180	54,389	772	—	176,135
個人年金保険	0	22,116	6,910	8,159	229	—	37,417
団体保険	11,287	363	80	10	—	—	11,742
団体年金保険	—	12,813	21,733	2,037	67,955	—	104,540
その他	1,284	981	353	2,848	0	—	5,469
小計	112,366	36,275	50,259	67,445	68,958	—	335,305
再保険	—	—	—	—	—	450	450
計	112,366	36,275	50,259	67,445	68,958	450	335,755

(注) その他は、財形保険、財形年金保険、医療保障保険、就業不能保障保険、受再保険の合計であります。

[資産運用業務]

当中間連結会計期間末の運用資産^(注1)は、前連結会計年度末に比べ1,230億円減少し6兆9,193億円(前連結会計年度末比△1.7%)となりました。

当中間連結会計期間は、ALM(資産と負債の総合的な財務管理)の推進と安定的収益確保を目指し、国内公社債の入替え等により超長期債の残高を積み増しました。また、国内金利が低位にある中で、外国公社債の残高を積み増しました。

資産運用収益は、前中間連結会計期間に比べ111億円減少し、1,166億円(前中間連結会計期間比△8.8%)となりました。主な要因は、次のとおりです。金融派生商品収益は、為替や国内株式のヘッジに係る収益が減少したため161億円減少し、398億円(同△28.8%)となりました。利息及び配当金等収入は、国内公社債からの利息配当は安定的に推移したものの、外国証券や国内株式からの利息配当が減少したこと等により38億円減少し、591億円(同△6.2%)となりました。一方、有価証券売却益は、国内金利が低下(債券価格は上昇)したことにより、国内公社債を中心に87億円増加し、167億円(同+109.4%)となりました。

資産運用費用は、前中間連結会計期間に比べ51億円減少し、756億円(同△6.3%)となりました。主な要因は、次の通りです。特別勘定資産運用損は、運用利回りの改善により130億円減少し、176億円(同△42.5%)となりました。有価証券売却損は、外国証券を中心に80億円減少し、8億円(同△90.2%)となりました。為替差損^(注2)は28億円減少し、275億円(同△9.4%)となりました。一方、有価証券評価損は、主に国内株価の下落に伴い191億円悪化し、236億円(同+422.7%)となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間の資産運用関係損益(資産運用収益と資産運用費用との差額)は、前中間連結会計期間に比べ60億円減少(うち、特別勘定資産運用損益^(注3)で130億円の増加)し、409億円となりました。

(注1) 運用資産とは、預貯金、コールローン、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、貸付金、不動産の残高の合計を指します。

(注2) その他有価証券の外貨建債券の為替換算差額については、外国通貨による時価を決算時の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額以外の金額を為替差益(損)として処理しております。また、外貨建債券の為替ヘッジに係る損益は金融派生商品収益(費用)として処理しております。従いまして、決算時の為替相場によって為替差損益、金融派生商品収益(費用)が変動することになりますが、外貨建債券の為替換算差額に係る為替差損益と為替ヘッジに係る金融派生商品収益(費用)については、相殺し合う方向で変動します。

(注3) 特別勘定資産運用損益は、全て責任準備金繰入額(戻入額)に反映されるため、経常利益に影響を与えません。

① 運用資産

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

区分	前連結会計年度末残高	当連結会計年度末残高	増減額
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預貯金	354,578	172,684	△181,894
コールローン	2,000	142,000	140,000
買入金銭債権	30,666	28,692	△1,974
金銭の信託	200	200	—
有価証券	4,673,931	4,706,226	32,295
貸付金	1,753,230	1,720,368	△32,862
不動産	275,923	272,271	△3,652
計	7,090,530	7,042,442	△48,088
対総資産比率(%)	98.1	98.2	—

(注) 増減額には資産の評価及び減価償却によるものを含んでおります。

当中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

区分	前連結会計年度末残高	当中間連結会計期間末残高	増減額
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預貯金	172,684	165,156	△7,527
コールローン	142,000	158,000	16,000
買入金銭債権	28,692	27,553	△1,138
金銭の信託	200	200	—
有価証券	4,706,226	4,581,171	△125,054
貸付金	1,720,368	1,717,075	△3,292
不動産	272,271	270,196	△2,075
計	7,042,442	6,919,353	△123,089
対総資産比率(%)	98.2	97.9	—

(注) 増減額には資産の評価及び減価償却によるものを含んでおります。

② 資産運用収益

区分	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
利息及び配当金等収入	63,091	59,194
金銭の信託運用益	0	0
有価証券売却益	8,004	16,762
金融派生商品収益	56,012	39,891
貸倒引当金戻入額	—	86
その他運用収益	750	727
合計	127,858	116,661

③ 資産運用費用

区分	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
支払利息	3,205	3,202
有価証券売却損	8,923	872
有価証券評価損	4,529	23,673
為替差損	30,345	27,500
貸倒引当金繰入額	2	—
貸付金償却	4	33
賃貸用不動産等減価償却費	1,677	1,517
その他運用費用	1,444	1,265
特別勘定資産運用損	30,677	17,633
合計	80,811	75,698

(2) キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間から214億円減少(支出の増加)し、712億円の支出(前中間連結会計期間は498億円の支出)となりました。主な減少要因は、前中間連結会計期間と比べて、保険料等収入が138億円減少したこと、利息及び配当金等の受取額が30億円減少したこと等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間から9億円増加し、799億円の収入(前中間連結会計期間は789億円の収入)となりました。主な増減要因は、前中間連結会計期間と比べて、貸付金の貸付け及び回収による収支が321億円減少した一方で、有価証券の取得及び売却・償還による収支が227億円増加したこと等であります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、収入・支出ともに大きな変動はなく、0億円の支出(前中間連結会計期間も0億円の支出)となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、前連結会計年度末と比べ85億円増加し、3,232億円となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

生命保険業における業務の特殊性により、該当する情報がないため記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載した競合に関する項目について、平成24年10月「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」が施行されたことに関する記載を反映しております。

本項における将来に関する事項は、当半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。また、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における項目番号に対応するものです。

18 競合について

生命保険業界を取り巻く環境は、低金利長期化、死亡保障市場の縮小、規制緩和による競合の増加等により、厳しい状況が続いております。そのような中で、当社グループは国内生命保険会社、外資系生命保険会社、さらには、損害保険会社やその生命保険子会社との激しい競争に直面しています。競合他社の多くは、成長分野として期待される医療保障・介護保障や年金市場に力を注いでおり、生命保険業界の競争は一段と激化しております。競合他社の中には、商品の品揃えが豊富であったり、低廉な価格の保険商品を提供したり、特定の保険商品に特化したり、潤沢な資金力を有したり、あるいは当社グループよりも高い格付を持つところがあり、当社グループよりも競争力を有している可能性があります。例えば、平成8年に行われた損害保険会社の生命保険子会社による生命保険商品の販売に関する規制緩和により、競争が激化しています。また、平成18年4月には付加保険料の設定について規制緩和が行われ、インターネット専門の保険会社が低価格の保険を販売していること等、保険商品の価格競争が今後激化する可能性があります。

また、株式会社かんぽ生命保険については、平成24年10月に「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、株式会社化前から課されている規制(最高保障額や商品の種類等に関する規制等)については一定の条件のもとで緩和・撤廃されることとなりました。大規模な既存のお客さま基盤を有すること、支店網が非常に発達していること、政府とのつながりから連想される財務健全性に対する消費者の信頼感等、株式会社かんぽ生命保険は競争力を有しており、上記の規制の緩和や撤廃によりその競争力は一層強化される可能性があります。このほか、当社グループは各種共済事業との競合にも晒されています。

こうした要因による競争の激化に伴い、当社グループが競争力を十分に発揮できない場合には、新規保険契約の募集が困難となり、または保険契約の解約が増加する可能性があります。

また、当社グループは保険料の引き下げを行うことによって競争力を向上させる必要に迫られる可能性があります。さらに、当社は保険業法等関連法令及び当社の定款に定められた契約者配当に係る方針に従い契約者配当を行っていますが、競合する他の生命保険会社の中には、近年社員配当ないしは契約者配当を増加させている生命保険会社があり、このような他社動向が今後も継続又は進展する場合には、当社も契約者配当を増加して競争力を向上させる必要に迫られる可能性があります。これらの結果、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な悪影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約の締結等はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間連結会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、次のとおりであります。なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間連結財務諸表はわが国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して作成しております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社の中間連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、第5 [経理の状況] 1 [中間連結財務諸表等] (1) [中間連結財務諸表] の [中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項] に記載しておりますが、特に次の重要な会計方針及び見積りが中間連結財務諸表に大きな影響を及ぼすと考えております。

① 時価の算定方法

有価証券の一部及びデリバティブ取引は、時価をもって中間連結貸借対照表価額としております。時価は原則として市場価格に基づいて算定しておりますが、市場価格がない場合等においては将来キャッシュ・フローの現在価値等に基づく合理的な見積りによっております。なお、金融商品の時価の算定方法は、第5 [経理の状況] 1 [中間連結財務諸表等] (1) [中間連結財務諸表] [注記事項] の(金融商品関係)に記載のとおりであります。

② 有価証券の減損処理

有価証券のうち、時価が著しく下落したものについては合理的な基準に基づいて減損処理を行っております。なお、有価証券の減損処理に係る基準は、第5 [経理の状況] 1 [中間連結財務諸表等] (1) [中間連結財務諸表] [注記事項] の(有価証券関係)に記載のとおりであります。

③ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、債務者の状況に応じ、回収不能見積り額を計上しております。なお、貸倒引当金の計上基準は、第5 [経理の状況] 1 [中間連結財務諸表等] (1) [中間連結財務諸表] の [中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項] に記載のとおりであります。

④ 繰延税金資産

繰延税金資産の回収可能性の判断に際して、将来の課税所得を合理的な見積りによって算定しております。

⑤ 責任準備金

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てております。なお、責任準備金の積立方法は、第5〔経理の状況〕1〔中間連結財務諸表等〕(1)〔中間連結財務諸表〕の〔中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項〕に記載のとおりであります。

⑥ 退職給付費用及び退職給付債務

退職給付費用及び退職給付債務は、年金資産の期待運用収益率や将来の退職給付債務算出に用いる数理計算上の前提条件に基づいて算出しております。

⑦ 固定資産の減損処理

固定資産については、資産グループの回収可能価額が帳簿価額を下回った場合に、その差額について減損処理を行っております。回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額から処分費用見込額を控除して算定する方法により、合理的に見積もっております。

(2) 経営成績の分析

① 経常収益

経常収益は、前中間連結会計期間に比べ195億円減少し、4,820億円(前中間連結会計期間比△3.9%)となりました。

その内訳は、保険料等収入2,772億円(同△4.7%)、資産運用収益1,166億円(同△8.8%)、その他経常収益881億円(同+6.7%)となっております。

a 保険料等収入

保険料等収入は、個人保険及び団体年金保険の保有契約高が減少したこと等により、前中間連結会計期間に比べ138億円減少し、2,772億円(同△4.7%)となりました。

b 資産運用収益

資産運用収益は、金融派生商品収益が減少したこと等により、前中間連結会計期間に比べ111億円減少し、1,166億円(同△8.8%)となりました。

c その他経常収益

その他経常収益は、責任準備金戻入額が増加したこと等により、前中間連結会計期間に比べ55億円増加し、881億円(同+6.7%)となりました。

② 経常費用

経常費用は、前中間連結会計期間に比べ48億円減少し、4,803億円(前中間連結会計期間比△1.0%)となりました。

その内訳は、保険金等支払金3,357億円(同△0.2%)、資産運用費用756億円(同△6.3%)、事業費516億円(同+0.5%)、その他経常費用172億円(同+3.9%)等となっております。

a 保険金等支払金

保険金等支払金は、団体年金保険に係るその他返戻金が増加した一方で、解約返戻金が減少したこと等により、前中間連結会計期間に比べ6億円減少し、3,357億円(同△0.2%)となりました。

b 資産運用費用

資産運用費用は、有価証券評価損が191億円増加した一方で、特別勘定資産運用損及び有価証券売却損が減少したこと等により、前中間連結会計期間に比べ51億円減少し、756億円(同△6.3%)となりました。

c 事業費

事業費は、前中間連結会計期間と同水準の516億円(同+0.5%)となりました。

d その他経常費用

その他経常費用は、保険金据置支払金が増加したこと等により、前中間連結会計期間に比べ6億円増加し、172億円(同+3.9%)となりました。

③ 経常利益

以上の結果、経常利益は、前中間連結会計期間に比べ146億円減少し、16億円(前中間連結会計期間比△89.6%)となりました。

④ 特別利益・特別損失

特別利益は56億円(前中間連結会計期間比+1,182.6%)、特別損失は4億円(同△59.7%)となりました。

a 特別利益

特別利益は、価格変動準備金戻入額を55億円計上したこと等により、前中間連結会計期間に比べ52億円増加し、56億円(同+1,182.6%)となりました。

b 特別損失

特別損失は、前中間連結会計期間に比べ6億円減少し、4億円(同△59.7%)となりました。

⑤ 契約者配当準備金繰入額

契約者配当準備金繰入額は、前中間連結会計期間と同水準の72億円(前中間連結会計期間比△2.3%)となりました。

⑥ 中間純利益

以上の結果、中間純利益は、前中間連結会計期間に比べ55億円減少し、24億円(前中間連結会計期間比△69.1%)となりました。

(3) 財政状態の分析

① 資産の部

資産の部合計は、前連結会計年度末に比べ969億円減少し、7兆710億円(前連結会計年度末比△1.4%)となりました。主な資産の増減は、有価証券が減少したことであり、前連結会計年度末から1,250億円減少し、4兆5,811億円となりました。

② 負債の部

負債の部合計は、前連結会計年度末に比べ866億円減少し、6兆8,370億円(前連結会計年度末比△1.3%)となりました。主な要因は、団体年金保険の保有契約高の減少等により、責任準備金が前連結会計年度末から764億円減少し、6兆2,461億円となったことであります。

③ 純資産の部

純資産の部合計は、前連結会計年度末に比べ102億円減少し、2,339億円(前連結会計年度末比△4.2%)となりました。主な要因は、中間純利益の計上により株主資本合計が前連結会計年度末から24億円増加し、2,166億円となった一方で、その他有価証券の含み損益の悪化により、その他有価証券評価差額金が前連結会計年度末から127億円減少し、172億円となったことであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

営業活動によるキャッシュ・フローは、保険料等収入2,772億円、利息及び配当金等の受取額659億円、保険金等支払金△3,357億円、事業費△516億円等により、前中間連結会計期間から214億円減少(支出の増加)し、712億円の支出(前中間連結会計期間は498億円の支出)となりました。(保険料等収入、保険金等支払金及び事業費は、中間連結損益計算書上の金額)

前中間連結会計期間からの主な減少要因は、保険料等収入が前中間連結会計期間に比べ138億円減少し、2,772億円になったこと、利息及び配当金等の受取額が30億円減少し659億円になったこととあります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得及び売却・償還による収支527億円、債券貸借取引受入担保金の純増額132億円、金融派生商品の決済による収支66億円等により、前中間連結会計期間から9億円増加し、799億円の収入(前中間連結会計期間は789億円の収入)となりました。

前中間連結会計期間からの主な増減要因は、前中間連結会計期間と比べて、貸付金の貸付け及び回収による収支が321億円減少した一方で、有価証券の取得及び売却・償還による収支が227億円増加したことと等あります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、収入・支出ともに大きな変動はなく、0億円の支出(前中間連結会計期間も0億円の支出)となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、前連結会計年度末と比べ85億円増加し、3,232億円(前連結会計年度末比+2.7%)となりました。

(5) 連結ソルベンシー・マージン比率

保険金等の支払余力を示すソルベンシー・マージン比率は、資産運用リスク（主に価格変動等リスク）が減少したこと等により、前連結会計年度末に比べ10.4ポイント改善し、当中間連結会計期間末で497.9%となりました。

項目	前連結会計年度末 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間末 (平成24年9月30日)
ソルベンシー・マージン総額 (A) (百万円)	528,380	508,834
資本金等 (百万円)	214,605	217,193
価格変動準備金 (百万円)	8,200	2,640
危険準備金 (百万円)	38,800	41,300
異常危険準備金 (百万円)	—	—
一般貸倒引当金 (百万円)	548	438
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%) (百万円)	38,577	21,954
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%) (百万円)	△47,702	△48,548
全期チルメル式責任準備金相当額超過額 (百万円)	121,686	120,811
負債性資本調達手段等 (百万円)	158,100	155,700
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性 資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額 (百万円)	—	—
控除項目 (百万円)	△5,169	△4,476
その他 (百万円)	734	1,821
リスクの合計額 (B) (百万円)	216,761	204,358
$\sqrt{(\sqrt{R_1^2+R_5^2+R_8+R_9})^2+(R_2+R_3+R_7)^2+R_4+R_6}$		
保険リスク相当額 R_1 (百万円)	24,128	23,701
一般保険リスク相当額 R_5 (百万円)	—	—
巨大災害リスク相当額 R_6 (百万円)	—	—
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8 (百万円)	9,063	8,905
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R_9 (百万円)	—	—
予定利率リスク相当額 R_2 (百万円)	78,861	77,278
最低保証リスク相当額 R_7 (百万円)	24,671	23,876
資産運用リスク相当額 R_3 (百万円)	103,380	95,930
経営管理リスク相当額 R_4 (百万円)	7,203	4,593
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$ (%)	487.5	497.9

(注) 1 上記は、保険業法施行規則第86条の2、第88条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しております。

2 「最低保証リスク相当額」は、標準的方式を用いて算出しております。

(参考)提出会社の固有指標等

参考として、当社の単体情報のうち、社団法人生命保険協会の定める決算発表様式より抜粋した情報を以下のとおり記載しております。

(1) 基礎利益

生命保険本業の収益力を示す指標の一つである基礎利益は、利息及び配当金等収入が46億円減少した一方で、変額年金保険等の最低保証に係る一般勘定の責任準備金の繰入額が61億円改善したこと等により、前中間会計期間から9億円増加し、1億円となりました。

(注) 変額年金保険等の最低保証に係る責任準備金の変動は、デリバティブ取引によりヘッジしておりますが、責任準備金の変動を基礎利益に計上する一方、デリバティブ取引に伴う収益は、金融派生商品収益としてキャピタル収益に計上しております。なお、基礎利益から最低保証に係る責任準備金の変動等の最低保証に係る要因を除いた場合、前中間会計期間から57億円減少し、112億円となりました。

経常利益等の明細(基礎利益)

区分	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
基礎利益(△は損失) A	△792	193
キャピタル収益	64,016	56,642
金銭の信託運用益	0	0
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	8,004	16,750
金融派生商品収益	56,012	39,891
為替差益	—	—
その他キャピタル収益	—	—
キャピタル費用	43,710	51,944
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	8,909	872
有価証券評価損	4,455	23,572
金融派生商品費用	—	—
為替差損	30,345	27,500
その他キャピタル費用	—	—
キャピタル損益 B	20,306	4,697
キャピタル損益含み基礎利益 A + B	19,513	4,890
臨時収益	16	—
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	—
個別貸倒引当金戻入額	—	—
その他臨時収益	16	—
臨時費用	2,065	2,674
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	1,900	2,500
個別貸倒引当金繰入額	17	24
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	4	33
その他臨時費用	143	116
臨時損益 C	△2,049	△2,674
経常利益 A + B + C	17,464	2,216

- (注) 1 前中間会計期間のその他臨時収益には、償却債権取立益を記載しています。
 2 その他臨時費用には、第三分野保険の一部について、直近の予定発生率を勘案した方法により責任準備金を積み立てたことによる積増額を記載しています。

基礎利益の内訳(三利源)

区分	前中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)
基礎利益(△は損失) (百万円)	△792	193
逆ざや額 (百万円)	△28,523	△30,664
(基礎利益上の運用収支等の利回り) (%)	(2.06)	(1.94)
(平均予定利率) (%)	(3.08)	(3.04)
(一般勘定責任準備金) (百万円)	(5,635,062)	(5,573,031)
危険差益 (百万円)	27,510	32,351
費差損益 (百万円)	220	△1,493

- (注) 1 逆ざや額とは、想定した運用収益(予定利率)と実際の運用収益との差から生じるもので、次の算式で算出しています。

$$((\text{基礎利益上の運用収支等の利回り} - \text{平均予定利率}) \times \text{一般勘定責任準備金}) \times 1 / 2$$

- 2 基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。
 3 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。
 4 前中間会計期間及び当中間会計期間の利回り・利率は、年換算しています。
 5 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金を用いて、次の算式で算出しています。

$$(\text{期始責任準備金} + \text{期末責任準備金} - \text{予定利息}) \times 1 / 2$$

 6 危険差益とは、想定した保険金・給付金の支払額(予定危険発生率)と実際に発生した支払額との差から生じるものです。(変額年金保険等の「最低保証に係る一般勘定の責任準備金の繰入・戻入額」(前中間会計期間：△19,405百万円、当中間会計期間：△13,262百万円)及び「最低保証に係る保険料収入から、年金開始等に際して最低保証のためにてん補した額を控除した額」(前中間会計期間：1,659百万円、当中間会計期間：2,211百万円)を含みます。)
 7 費差損益とは、想定した事業費(予定事業費率)と実際の事業費支出との差から生じるものです。

基礎利益の明細

区分	前中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
基礎収益	440,376	427,943
保険料等収入	291,058	277,239
保険料	290,607	276,928
再保険収入	451	310
資産運用収益	64,647	60,115
利息及び配当金等収入	63,898	59,276
有価証券償還益	—	—
一般貸倒引当金戻入額	15	110
その他運用収益	734	727
特別勘定資産運用益	—	—
その他経常収益	84,669	90,588
年金特約取扱受入金	257	203
保険金据置受入金	8,920	8,126
支払備金戻入額	5,557	1,061
責任準備金戻入額	67,614	79,107
退職給付引当金戻入額	734	460
その他	1,585	1,629
基礎費用	441,168	427,749
保険金等支払金	336,388	335,755
保険金	118,288	112,366
年金	36,004	36,275
給付金	61,006	50,259
解約返戻金	97,080	67,445
その他返戻金	23,496	68,958
再保険料	513	450
責任準備金等繰入額	75	38
資産運用費用	37,110	23,736
支払利息	3,205	3,202
有価証券償還損	—	—
一般貸倒引当金繰入額	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	1,677	1,517
その他運用費用	1,550	1,383
特別勘定資産運用損	30,677	17,633
事業費	51,483	51,768
その他経常費用	16,110	16,451
保険金据置支払金	9,207	9,838
税金	2,931	2,736
減価償却費	2,755	2,703
退職給付引当金繰入額	—	—
保険業法第113条繰延資産償却費	—	—
その他	1,215	1,172
基礎利益(△は損失)	△792	193

(2) ソルベンシー・マージン比率

保険金等の支払余力を示すソルベンシー・マージン比率は、資産運用リスク(主に価格変動等リスク)が減少したこと等により、前事業年度末に比べ10.4ポイント改善し、当中間会計期間末で497.1%となりました。

項目	前事業年度末 (平成24年3月31日)	当中間会計期間末 (平成24年9月30日)
ソルベンシー・マージン総額 (A) (百万円)	528,566	508,862
資本金等 (百万円)	214,622	217,746
価格変動準備金 (百万円)	8,200	2,640
危険準備金 (百万円)	38,800	41,300
一般貸倒引当金 (百万円)	548	438
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%) (百万円)	38,576	21,953
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%) (百万円)	△47,702	△48,548
全期チルメル式責任準備金相当額超過額 (百万円)	121,686	120,811
負債性資本調達手段等 (百万円)	158,100	155,700
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性 資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額 (百万円)	—	—
控除項目 (百万円)	△5,000	△5,000
その他 (百万円)	734	1,821
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B) (百万円)	217,191	204,720
保険リスク相当額 R_1 (百万円)	24,128	23,701
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8 (百万円)	9,063	8,905
予定利率リスク相当額 R_2 (百万円)	78,861	77,278
最低保証リスク相当額 R_7 (百万円)	24,671	23,876
資産運用リスク相当額 R_3 (百万円)	103,802	96,290
経営管理リスク相当額 R_4 (百万円)	7,215	4,601
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$ (%)	486.7	497.1

(注) 1 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条及び平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

2 「最低保証リスク相当額」は、標準的方式を用いて算出しています。

(3) 実質純資産額

実質純資産額(時価ベースの実質的な資産から資本性のない実質的な負債を差し引いた額)は、金利低下により有価証券含み損益が改善したことを主な要因として、当中間会計期間末で4,817億円(前事業年度末比+1.5%)となり、前事業年度末の4,747億円から70億円増加しました。

項目	前事業年度末 (平成24年3月31日)	当中間会計期間末 (平成24年9月30日)
実質純資産額 (百万円)	474,747	481,750

(注) 上記は、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令及び平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号の規定に基づいて算出しています。

(4) 一般勘定資産の運用状況

①資産の構成

区分	前事業年度末 (平成24年3月31日)		当中間会計期間末 (平成24年9月30日)	
	金額(百万円)	占率(%)	金額(百万円)	占率(%)
現預金・コールローン	313,922	4.8	322,593	5.0
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	28,692	0.4	27,553	0.4
金銭の信託	200	0.0	200	0.0
有価証券	4,076,768	62.4	3,982,055	61.6
公社債	2,923,635	44.8	2,879,833	44.5
株式	264,722	4.0	219,904	3.4
外国証券	871,394	13.3	868,180	13.4
公社債	584,961	8.9	589,303	9.1
株式等	286,432	4.4	278,877	4.3
その他の証券	17,016	0.3	14,136	0.3
貸付金	1,720,418	26.3	1,717,075	26.5
保険約款貸付	91,081	1.4	87,956	1.3
一般貸付	1,629,336	24.9	1,629,118	25.2
不動産	272,270	4.2	270,195	4.2
繰延税金資産	30,021	0.5	38,550	0.6
その他	90,186	1.4	112,787	1.7
貸倒引当金	△1,301	△0.0	△957	△0.0
合計	6,531,179	100.0	6,470,054	100.0
うち外貨建資産	575,154	8.8	584,865	9.0

(注) 上記資産には、現金担保付債券貸借取引に伴う受入担保金を含みます。
同担保金は「債券貸借取引受入担保金」として負債計上しています。
(前事業年度末：162,647百万円、当中間会計期間末：175,903百万円)

②有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

区分	前事業年度末(平成24年3月31日)					前事業年度末(平成24年3月31日)(注2)			
	帳簿価額 (百万円)	時価 (百万円)	差損益 (時価－ 帳簿価額) (百万円)	差損益の うち差益 (百万円)	差損益の うち差損 (百万円)	損益計算書 計上後価額 (百万円)	差損益 (時価－ 損益計算書 計上後価額) (百万円)	差損益の うち差益 (百万円)	差損益の うち差損 (百万円)
満期保有目的の債券	61,663	63,415	1,752	1,801	48	61,663	1,752	1,801	48
公社債	34,301	35,293	992	1,040	48	34,301	992	1,040	48
外国公社債	22,000	22,263	263	263	—	22,000	263	263	—
買入金銭債権	5,361	5,858	497	497	—	5,361	497	497	—
責任準備金対応債券	1,388,609	1,481,473	92,863	95,475	2,611	1,388,609	92,863	95,475	2,611
公社債	1,381,609	1,474,777	93,168	95,456	2,287	1,381,609	93,168	95,456	2,287
外国公社債	7,000	6,695	△304	19	324	7,000	△304	19	324
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他有価証券	2,505,567	2,519,316	13,749	107,362	93,612	2,474,294	45,022	115,536	70,514
公社債	1,459,368	1,507,724	48,356	52,648	4,291	1,459,368	48,356	52,648	4,291
株式	229,298	241,839	12,541	38,058	25,517	229,298	12,541	38,058	25,517
外国証券	718,724	671,723	△47,000	15,474	62,475	687,452	△15,728	23,649	39,377
公社債	567,829	555,961	△11,868	15,090	26,958	536,556	19,404	23,265	3,860
株式等	150,895	115,762	△35,132	384	35,517	150,895	△35,132	384	35,517
その他の証券	15,755	14,697	△1,058	253	1,311	15,755	△1,058	253	1,311
買入金銭債権	22,420	23,330	910	926	16	22,420	910	926	16
譲渡性預金	60,000	60,000	—	—	—	60,000	—	—	—
合計	3,955,839	4,064,205	108,365	204,638	96,273	3,924,567	139,638	212,813	73,174
公社債	2,875,278	3,017,796	142,517	149,145	6,627	2,875,278	142,517	149,145	6,627
株式	229,298	241,839	12,541	38,058	25,517	229,298	12,541	38,058	25,517
外国証券	747,724	700,682	△47,042	15,757	62,799	716,452	△15,769	23,932	39,701
公社債	596,829	584,920	△11,909	15,373	27,282	565,556	19,363	23,547	4,184
株式等	150,895	115,762	△35,132	384	35,517	150,895	△35,132	384	35,517
その他の証券	15,755	14,697	△1,058	253	1,311	15,755	△1,058	253	1,311
有価証券合計	3,868,057	3,975,016	106,958	203,214	96,256	3,836,785	138,231	211,389	73,158
買入金銭債権	27,781	29,189	1,407	1,423	16	27,781	1,407	1,423	16
譲渡性預金	60,000	60,000	—	—	—	60,000	—	—	—

- (注) 1 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
- 2 外貨建その他有価証券の為替換算差額の一部等については、損益計算書に計上しています。上表では、決算処理後の差損益を適切に開示するため、帳簿価額ベースに加えて、同為替換算差額等△31,272百万円を損益計算書に計上した後のベースでの差損益についても記載しています。
- 3 投資事業組合及び外国投資事業組合は「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額」に含めて開示していますが、投資事業組合が保有する「その他有価証券」の評価差額については持分相当額0百万円を投資事業組合の貸借対照表価額に含めて計上しています。

区分	当中間会計期間末(平成24年9月30日)					当中間会計期間末(平成24年9月30日)(注2)			
	帳簿価額 (百万円)	時価 (百万円)	差損益 (時価－ 帳簿価額) (百万円)	差損益の うち差益 (百万円)	差損益の うち差損 (百万円)	損益計算書 計上後価額 (百万円)	差損益 (時価－ 損益計算書 計上後価額) (百万円)	差損益の うち差益 (百万円)	差損益の うち差損 (百万円)
満期保有目的の債券	54,598	56,286	1,687	1,723	35	54,598	1,687	1,723	35
公社債	33,355	34,276	920	955	35	33,355	920	955	35
外国公社債	16,000	16,147	147	147	—	16,000	147	147	—
買入金銭債権	5,242	5,861	619	619	—	5,242	619	619	—
責任準備金対応債券	1,593,613	1,714,100	120,487	122,112	1,625	1,593,613	120,487	122,112	1,625
公社債	1,588,613	1,709,166	120,552	122,075	1,522	1,588,613	120,552	122,075	1,522
外国公社債	5,000	4,934	△65	37	103	5,000	△65	37	103
子会社・関連会社株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	2,264,216	2,234,421	△29,794	80,679	110,474	2,207,435	26,985	102,436	75,450
公社債	1,206,763	1,257,864	51,100	54,456	3,356	1,206,763	51,100	54,456	3,356
株式	206,760	197,343	△9,417	17,630	27,047	206,760	△9,417	17,630	27,047
外国証券	750,721	680,812	△69,909	7,270	77,180	693,941	△13,128	29,027	42,156
公社債	599,808	568,303	△31,504	7,270	38,775	543,027	25,276	29,027	3,751
株式等	150,913	112,508	△38,405	—	38,405	150,913	△38,405	—	38,405
その他の証券	14,831	12,090	△2,741	136	2,877	14,831	△2,741	136	2,877
買入金銭債権	21,138	22,311	1,173	1,185	11	21,138	1,173	1,185	11
譲渡性預金	64,000	64,000	—	—	—	64,000	—	—	—
合計	3,912,428	4,004,808	92,380	204,515	112,135	3,855,647	149,160	226,272	77,111
公社債	2,828,733	3,001,307	172,573	177,487	4,914	2,828,733	172,573	177,487	4,914
株式	206,760	197,343	△9,417	17,630	27,047	206,760	△9,417	17,630	27,047
外国証券	771,721	701,894	△69,827	7,456	77,283	714,941	△13,046	29,212	42,259
公社債	620,808	589,385	△31,422	7,456	38,878	564,027	25,358	29,212	3,854
株式等	150,913	112,508	△38,405	—	38,405	150,913	△38,405	—	38,405
その他の証券	14,831	12,090	△2,741	136	2,877	14,831	△2,741	136	2,877
有価証券合計	3,822,047	3,912,635	90,587	202,710	112,123	3,765,267	147,367	224,467	77,099
買入金銭債権	26,380	28,173	1,792	1,804	11	26,380	1,792	1,804	11
譲渡性預金	64,000	64,000	—	—	—	64,000	—	—	—

- (注) 1 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
2 外貨建その他有価証券の為替換算差額の一部等については、損益計算書に計上しています。上表では、決算処理後の差損益を適切に開示するため、帳簿価額ベースに加えて、同為替換算差額等△56,780百万円を損益計算書に計上した後のベースでの差損益についても記載しています。
3 投資事業組合及び外国投資事業組合は「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額」に含めて開示していますが、投資事業組合が保有する「その他有価証券」の評価差額については持分相当額を投資事業組合の貸借対照表価額に含めて計上しています。
なお、当中間会計期間末は該当金額がありません。

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は次のとおりです。

区分	前事業年度末 (平成24年3月31日)	当中間会計期間末 (平成24年9月30日)
	帳簿価額(百万円)	帳簿価額(百万円)
満期保有目的の債券	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社・関連会社株式	7,129	6,777
その他有価証券	191,088	186,966
非上場国内株式	16,999	16,857
非上場外国株式等(店頭売買株式を除く)	173,016	169,136
その他の証券	1,071	972
合計	198,218	193,744

- (注) 本表の非上場外国株式等(店頭売買株式を除く)には外貨建のものが含まれており、その為替換算差額には損益計算書に計上せず貸借対照表価額に含めて計上しているものがあります。
当該為替換算差額の金額は、前事業年度末は△2,159百万円、当中間会計期間末は△2,593百万円です。

(5) 債権の状況

①債務者区分による債権の状況

区分		前事業年度末 (平成24年3月31日)	当中間会計期間末 (平成24年9月30日)
破産更生債権及びこれらに 準ずる債権 ①	(百万円)	76	34
危険債権 ②	(百万円)	8,879	923
要管理債権 ③	(百万円)	332	316
小計 ①+②+③	(百万円)	9,287	1,274
(対合計比)	(%)	(0.49)	(0.07)
正常債権 ④	(百万円)	1,868,666	1,884,303
合計 ①+②+③+④	(百万円)	1,877,954	1,885,577

- (注) 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権です。
- 3 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く)です。
- 4 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

②リスク管理債権の状況

区分	前事業年度末 (平成24年3月31日)	当中間会計期間末 (平成24年9月30日)
破綻先債権額 ① (百万円)	—	—
延滞債権額 ② (百万円)	8,955	957
3カ月以上延滞債権額 ③ (百万円)	—	—
貸付条件緩和債権額 ④ (百万円)	331	316
合計 ①+②+③+④ (百万円)	9,287	1,273
(貸付残高に対する比率) (%)	(0.54)	(0.07)

- (注) 1 破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、当中間会計期間末が延滞債権額217百万円、前事業年度末が延滞債権額178百万円です。
- 2 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、又は手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
- 3 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸付金です。
- 4 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
- 5 貸付条件緩和債権とは債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。
- なお、要注意先に対する貸付金のうち、経営再建ないし支援目的をもって貸付条件を緩和した貸付金は、金利水準のいかんに関わらず、貸付条件緩和債権に区分しています。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,187,564,000
A種株式	1,084,000
B種株式	1,000,000
計	1,187,564,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年12月19日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	295,807,200	295,807,200	—	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式(注1)
A種株式	1,084,000	1,084,000	—	(注2)、(注3)
B種株式 (注4)	600,000	600,000	—	(注5)、(注6) (注7)、(注8)
計	297,491,200	297,491,200	—	—

(注1) 普通株式の単元株式数は100株であります。

(注2) A種株式については単元株制度を採用しておりません。

(注3) A種株式の内容は次のとおりであります。

1 剰余金の配当

三井生命保険株式会社(以下「当社」という。)は、剰余金の配当を行うときは、A種株式を有する株主(以下「A種株主」という。)又はA種株式の登録株式質権者(以下「A種登録株式質権者」という。)に対し、A種株式1株につき、普通株式1株に対する剰余金の配当として交付される配当財産の価額に後記6に定めるA種株式調整比率を乗じて得た価額に相当する配当財産を、剰余金の配当として交付する。なお、計算の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。

2 残余財産の分配

(1) 当社は、残余財産の分配を行うときは、A種株主又はA種登録株式質権者に対し、後記B種株式の内容にて規定するB種株主又はB種登録株式質権者に対する残余財産の分配の後に、普通株式を有する株主(実質株主を含み、以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種株式1株につき、100,000円を支払う。

(2) 当社は、上記(1)の残余財産の分配を行ってもなお分配すべき残余財産があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対し、普通株式1株につき、100,000円をA種株式調整比率で除した額を支払う。なお、計算の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。

(3) 当社は、上記(2)の残余財産の分配を行ってもなお分配すべき残余財産(以下、本(3)において「残余財産の残額」という。)があるときは、普通株式1株につき支払われる分配額及びA種株式1株につき支払われる分配額を次の算式により計算される額としたうえで、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種株主又はA種登録株式質権者に対し、同順位で、所有株式数に応じて、残余財産を分配する。

$$\text{普通株式1株につき支払われる分配額} = \frac{\text{残余財産の残額}}{\text{既発行普通株式数} + (\text{既発行A種株式数} \times \text{A種株式調整比率})}$$

$$\text{A種株式1株につき支払われる分配額} = \text{普通株式1株につき支払われる分配額} \times \text{A種株式調整比率}$$

なお、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とし、「既発行A種株式数」とは、当社の発行済A種株式数から当社が保有する当社A種株式の総数を控除した数とする。

3 議決権

A種株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

これは、A種株式が資金調達を目的に発行されたことによるものである。

4 株式の分割又は併合等

(1) 当社は、A種株式については、株式の分割及び株式の併合は行わない。

(2) 当社は、A種株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

5 取得請求権

A種株主は、平成16年7月1日以降、いつでも、当社がA種株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを請求することができる。この場合、A種株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数は、取得の請求のあったA種株式の数にA種株式調整比率を乗じた数とする。

6 A種株式調整比率

(1) 当初のA種株式調整比率は、2とする。

(2) 当社が、A種株式発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は保有する当社普通株式につき売出し等の処分を行った場合、A種株式調整比率は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後A種株式調整比率} = \text{調整前A種株式調整比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額}}{\text{普通株式1株あたりの時価}}}$$

上記において、「時価」とは、当社普通株式の適正な価額として取締役会で定める価額とする。但し、当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場された場合、「時価」とは、調整後A種株式調整比率の適用開始日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所(但し、当社普通株式が2以上の証券取引所に上場された場合は、取締役会が定めた主たる証券取引所)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。また、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とする。なお、当社普通株式の処分を行った場合には、「新規発行普通株式数」を「当社が処分する当社普通株式数」と読み替え、「新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額」は「当社普通株式の処分に係る普通株式1株あたりの払込金額」と読み替える。

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合において募集のための基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは払込期日又は払込期間がある場合には当該払込期間の末日の翌日とする。

(3) 当社が、A種株式発行後、新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の1株あたりの価額が時価を下回る金額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行した場合、A種株式調整比率は、前項に準じて調整される。なお、この場合には、「新規発行普通株式数」を「新株予約権の発行時の条件で新株予約権が行使された場合に新株予約権の行使により交付される普通株式数」と読み替え、「新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額」を「新株予約権の発行時の条件で新株予約権が行使された場合の新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の1株あたりの価額」と読み替える。

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、普通株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合において募集のための基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは新株予約権の割当日の翌日とする。

(4) 当社が、A種株式発行後、普通株式について、株式の分割又は併合を行った場合、A種株式調整比率は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後A種株式調整比率} = \text{調整前A種株式調整比率} \times \frac{\text{分割・併合後の普通株式数}}{\text{分割・併合前の普通株式数}}$$

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、株式の分割の場合はその基準日の翌日、株式の併合の場合は株式の併合の効力発生日の翌日とする。

- (5) 当社が、A種株式発行後、普通株式に対して、普通株式の無償割当てを行った場合、A種株式調整比率は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後A種株式調整比率} = \frac{\text{調整前A種株式}}{\text{調整比率}} \times \frac{\text{株式無償割当て後の既発行普通株式数}}{\text{株式無償割当て前の既発行普通株式数}}$$

上記において、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とする。

調整後A種株式調整比率の適用開始日は、基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは効力発生日の翌日とする。

7 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていない。

- (注4) B種株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

- (注5) B種株式(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の特質は次のとおりであります。

- 1 B種株式には当社の普通株式を対価とする取得請求権が付与されており、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合には当該金融商品取引所における株価(後記(注7)6(2)①にしたがい算出される。)の下落により、また、それ以外の場合には修正純資産額(後記(注7)6(2)②に定義される。)の減少により、当該取得請求権の対価として交付される普通株式の数は増加する場合がある。

2 修正の基準及び頻度

B種株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、取得の請求がなされたB種株式に係る当初払込金額(1株当たり100,000円)の総額を、B種株式調整価額(後記(注7)6に定義される。)で除して算出される。かかるB種株式調整価額は、平成22年7月1日以降毎年7月1日に以下の基準及び頻度により修正される。

修正の基準：① 当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合、毎年7月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)

② 上記①以外の場合、修正純資産額。

修正の頻度：1年に1回

3 行使価額等の下限等

上記B種株式調整価額の下限：220円(但し、後記(注7)6(3)乃至後記(注7)6(7)により調整される場合がある。)

割当株式数の上限：上記B種株式調整価額の下限が定められているため、該当事項なし。

資金調達額の下限：資金調達額が固定されているため、該当事項なし。

- 4 当社の決定によるB種株式の全部の取得を可能とする旨の条項はない。

- (注6) B種株式については単元株制度を採用しておりません。

- (注7) B種株式の内容は次のとおりであります。

1 剰余金の配当

(1) 当社は、剰余金の配当を行うときは、B種株式を有する株主(以下「B種株主」という。)又はB種株式の登録株式質権者(以下「B種登録株式質権者」という。)に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種株主又はA種登録株式質権者に先立ち、B種株式1株につき、6,000円(但し、平成21年3月31日を基準日とする剰余金の配当の場合は、6,000円をB種株式を最初に発行した際の払込期日から平成21年3月31日までの間の日数(初日及び末日を含む。))につき1年を365日とする日割計算により算出した額とする。なお、かかる計算においては、小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)の金銭(以下「B種優先配当金」という。)を、剰余金の配当として交付する。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中で、かつ当該基準日より前の日を基準日として既に剰余金の配当を行ったときは、B種優先配当金の額から当該配当の額を控除した額の金銭を支払うものとする。

(2) ある事業年度に属する日を基準日としてB種株主又はB種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の総額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) ある事業年度に属する日を基準日としてB種株主又はB種登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の総額は、上記(1)に定めるB種優先配当金の額を上限とし、B種株主又はB種登録株式質権者に対してはこれを超えて剰余金の配当は行わない。

2 残余財産の分配

(1) 当社は、残余財産の分配を行うときは、B種株主又はB種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者及びA種株主又はA種登録株式質権者に先立ち、B種株式1株につき、B種株式を最初に発行した際のB種株式1株あたりの払込金額(以下「B種株式当初払込金額」という。)に相当する額の金銭を支払う。

(2) B種株主又はB種登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

3 議決権

B種株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。
これは、B種株式が資金調達を目的に発行されたことによるものである。

4 株式の分割又は併合等

- (1) 当社は、B種株式については、株式の分割及び株式の併合は行わない。
- (2) 当社は、B種株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

5 取得請求権

B種株主は、払込期日の翌日以降、いつでも、当社がB種株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを請求することができる。この場合、B種株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数は、取得の請求のあったB種株式の数にB種株式当初払込金額を乗じた額をB種株式調整価額で除して算出される数とする。

6 B種株式調整価額

- (1) 当初のB種株式調整価額は、440円とする。
- (2) B種株式調整価額は、平成22年7月1日以降毎年7月1日(以下「修正日」という。)に、以下の①及び②のとおり修正される。但し、修正後B種株式調整価額が440円(但し、後記(3)乃至後記(7)により調整する。以下「上限B種株式調整価額」という。)を上回る場合には、修正後B種株式調整価額は、かかる上限B種株式調整価額とし、220円(但し、後記(3)乃至後記(7)により調整する。以下「下限B種株式調整価額」という。)を下回る場合には、修正後B種株式調整価額は、かかる下限B種株式調整価額とする。

① 当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合

各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該金融商品取引所(但し、当社普通株式が2以上の金融商品取引所に上場された場合は、取締役会が定めた主たる金融商品取引所)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。但し、平均値の計算は、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に後記(3)乃至後記(7)に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、後記(3)乃至後記(7)に準じて調整される。

② 上記①以外の場合

次の算式により算出される額とする。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{修正後B種株式調整価額} = \frac{(\text{修正純資産額} - \text{既発行B種株式の払込金額の総額}) \times 1.1}{\text{既発行普通株式数} + (\text{既発行A種株式数} \times \text{A種株式調整比率})}$$

上記において、「修正純資産額」とは、各修正日の直前事業年度に係る連結貸借対照表(当社が金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき提出する有価証券報告書に含まれる連結貸借対照表をいう。以下同じ。但し、当該直前事業年度に係る連結貸借対照表が存在しない場合には、同法第24条の5第1項の規定に基づき提出された当該直前事業年度に係る半期報告書に含まれる中間連結貸借対照表、同法第24条の4の7第1項に基づき提出された当該直前事業年度に係る四半期報告書に含まれる四半期連結貸借対照表及び当該直前事業年度の直前の事業年度に係る連結貸借対照表のうち直近のものとする。)に記載された純資産の部の合計額から当該連結貸借対照表に記載された少数株主持分の額を控除した額に、当該連結貸借対照表作成の基礎となった保険業法施行規則第69条第1項第3号に規定する危険準備金の額(但し、当該危険準備金の額に、当該連結貸借対照表が当該直前事業年度に係る連結貸借対照表である場合は当該直前事業年度における法定実効税率又は当該連結貸借対照表が中間連結貸借対照表、四半期連結貸借対照表若しくは当該直前事業年度の直前の事業年度に係る連結貸借対照表である場合は当該直前事業年度の直前の事業年度における法定実効税率を乗じて算出される額を控除するものとする。)及び当該連結貸借対照表作成の基礎となった保険業法第115条に規定する価格変動準備金の額(但し、当該価格変動準備金の額に、当該連結貸借対照表が当該直前事業年度に係る連結貸借対照表である場合は当該直前事業年度における法定実効税率又は当該連結貸借対照表が中間連結貸借対照表、四半期連結貸借対照表若しくは当該直前事業年度の直前の事業年度に係る連結貸借対照表である場合は当該直前事業年度の直前の事業年度における法定実効税率を乗じて算出される額を控除するものとする。)を加算することにより算出される額とする。また、「既発行普通株式数」とは、当該連結貸借対照表日における当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とし、「既発行A種株式数」とは、当該連結貸借対照表日における当社の発行済A種株式数から当社が保有する当社A種株式の総数を控除した数とし、「既発行B種株式の払込金額の総額」とは、当該連結貸借対照表日における当社の発行済B種株式のうち当社の保有に係るもの以外の払込金額の総額とする。

- (3) 当社が、B種株式発行後、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は保有する当社普通株式につき売出し等の処分(本(3)において「時価以下発行」という。)を行った場合、B種株式調整価額は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後B種株式調整価額} = \text{調整前B種株式調整価額} \times \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

上記及び後記(4)において、「時価」とは、当社普通株式の適正な価額として取締役会で定める価額とする。但し、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された場合、「時価」とは、調整後B種株式調整価額の適用開始日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該金融商品取引所(但し、当社普通株式が2以上の金融商品取引所に上場された場合は、取締役会が定めた主たる金融商品取引所)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。また、「既発行普通株式数」とは、当該時価以下発行に係る基準日があればその日の、また、かかる基準日がない場合は調整後B種株式調整価額の適用開始日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とする。なお、当社普通株式の処分を行った場合には、「新規発行普通株式数」を「当社が処分する当社普通株式数」と読み替え、「新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額」は「当社普通株式の処分に係る普通株式1株あたりの払込金額」と読み替える。

調整後B種株式調整価額の適用開始日は、普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合において募集のための基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは払込期日又は払込期間がある場合には当該払込期間の末日の翌日とする。

- (4) 当社が、B種株式発行後、新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の1株あたりの価額が時価を下回る金額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行した場合、B種株式調整価額は、上記(3)に準じて調整される。なお、この場合には、「新規発行普通株式数」を「新株予約権の発行時の条件で新株予約権が行使された場合に新株予約権の行使により交付される普通株式数」と読み替え、「新規発行に係る普通株式1株あたりの払込金額」を「新株予約権の発行時の条件で新株予約権が行使された場合の新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額の1株あたりの価額」と読み替える。

調整後B種株式調整価額の適用開始日は、普通株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合において募集のための基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは新株予約権の割当日の翌日とする。

- (5) 当社が、B種株式発行後、普通株式について、株式の分割又は併合を行った場合、B種株式調整価額は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後B種株式調整価額} = \text{調整前B種株式調整価額} \times \frac{\text{分割・併合前の普通株式数}}{\text{分割・併合後の普通株式数}}$$

調整後B種株式調整価額の適用開始日は、株式の分割の場合はその基準日の翌日、株式の併合の場合は株式の併合の効力発生日の翌日とする。

- (6) 当社が、B種株式発行後、普通株式に対して、普通株式の無償割当てを行った場合、B種株式調整価額は次の算式により調整される。なお、かかる計算においては、小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後B種株式調整価額} = \text{調整前B種株式調整価額} \times \frac{\text{株式無償割当て前の既発行普通株式数}}{\text{株式無償割当て後の既発行普通株式数}}$$

上記において、「既発行普通株式数」とは、当社の発行済普通株式数から当社が保有する当社普通株式の総数を控除した数とする。

調整後B種株式調整価額の適用開始日は、基準日を定めた場合にはその翌日、それ以外のときは効力発生日の翌日とする。

- (7) 上記(3)から(6)までに掲げる場合のほか、合併、会社の分割、取得請求権付株式、取得条項付株式、取得条項付新株予約権の発行又は金銭以外の財産による剰余金の配当等によりB種株式調整価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断するB種株式調整価額に変更される。

7 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていない。

(注8) 当社とB種株式の所有者との間の取決めの内容

- 1 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。

- 2 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

B種株式

	中間会計期間 (平成24年4月1日から 平成24年9月30日まで)
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	—
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)	—
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年6月27日	普通株式 — A種株式 — B種株式 —	普通株式 295,807,200 A種株式 1,084,000 B種株式 600,000	—	167,280	△119,937	47,342

(注) 繰越利益剰余金の欠損を填補することにより今後の資本政策の柔軟性を確保することを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

(6) 【大株主の状況】

① 所有株式数別

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	42,330,279	14.23
大和証券エスエムビーシープリ ンシパル・インベストメンツ株 式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	36,170,200	12.16
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	27,114,800	9.11
野村フィナンシャル・パートナ ーズ株式会社	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	26,595,700	8.94
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	21,425,000	7.20
CITIBANK, N. A. SINGAPORE- BAYTREE INVESTMENTS (MAURITIUS)PTE LTD-JP UNQ (常任代理人 シティバンク 銀 行株式会社)	3 CHANGI BUSINESS PARK CRESCENT, # 07-00 SINGAPORE 486026 (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	21,276,500	7.15
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番1号	12,085,700	4.06
三井不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号	12,055,000	4.05
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	7,546,800	2.54
日本製紙株式会社	東京都北区王子一丁目4番1号	5,000,000	1.68
計	—	211,599,979	71.13

(注) 1 所有株式数及び発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、普通株式、A種株式、B種株式を合算して計算・記載しております。

2 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数第3位以下を四捨五入しております。

3 上記のほか当社所有の自己株式17,444,789株(発行済株式総数に対する割合5.86%)があります。

② 所有議決権数別

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合 (%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	415,014	14.90
大和証券エスエムビーシープリ ンシパル・インベストメンツ株 式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	361,702	12.99
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	267,318	9.60
野村フィナンシャル・パートナ ーズ株式会社	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	265,957	9.55
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	213,250	7.66
CITIBANK, N. A. SINGAPORE- BAYTREE INVESTMENTS (MAURITIUS)PTE LTD-JP UNQ (常任代理人 シティバンク 銀行 株式会社)	3 CHANGI BUSINESS PARK CRESCENT, # 07-00 SINGAPORE 486026 (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	212,765	7.64
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番1号	120,357	4.32
三井不動産株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号	120,050	4.31
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	74,468	2.67
日本製紙株式会社	東京都北区王子一丁目4番1号	50,000	1.80
計	—	2,100,881	75.43

(注) 1 普通株式には議決権がありますが、A種株式並びにB種株式には議決権がありません。

2 総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数第3位以下を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種株式 1,084,000 B種株式 600,000	—	1 [株式等の状況] (1) [株式の総数等] ② [発行済株式] の注記参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 17,272,600	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 278,534,300	2,785,343	同上
単元未満株式	普通株式 300	—	—
発行済株式総数	普通株式 295,807,200 A種株式 1,084,000 B種株式 600,000	—	—
総株主の議決権	—	2,785,343	—

(注) 1 普通株式の単元株式数は100株であります。A種株式、B種株式については単元株制度を採用しておりません。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式68株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済普通株 式総数に対す る所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町 二丁目1番1号	普通株式 17,272,600	—	普通株式 17,272,600	5.83
計	—	17,272,600	—	17,272,600	5.83

(注) 1 発行済普通株式総数に対する所有株式数の割合は、小数第3位を切り捨てて小数第2位まで表示しております。

2 上記に記載されたものは普通株式であり、発行済株式総数に対する所有株式数の割合も、普通株式について計算しております。

3 上記のほか、無議決権株式であるA種株式のうち、当社所有の自己株式172,121株があります。

2 【株価の推移】

当社株式は非上場・非登録であるため、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

(注) 当社は執行役員制度を導入しております。

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの執行役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)第48条及び第69条に基づき、同規則及び「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)により作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条に基づき、同規則及び「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)により作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】
 (1) 【中間連結財務諸表】
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
現金及び預貯金	172,823	165,289
コールローン	142,000	158,000
買入金銭債権	28,692	27,553
金銭の信託	200	200
有価証券	※1, ※2, ※3, ※4 4,706,226	※1, ※2, ※3, ※4 4,581,171
貸付金	※5, ※6 1,720,368	※5, ※6 1,717,075
有形固定資産	※7 275,497	※7 272,738
無形固定資産	7,993	8,365
再保険貸	199	136
その他資産	85,596	103,228
繰延税金資産	29,723	38,255
貸倒引当金	△1,301	△957
資産の部合計	7,168,020	7,071,057
負債の部		
保険契約準備金	6,438,478	6,359,304
支払備金	33,591	32,529
責任準備金	6,322,627	6,246,136
契約者配当準備金	※9 82,259	※9 80,638
再保険借	83	102
その他負債	※1 418,941	※1 417,471
退職給付引当金	57,041	56,581
役員退職慰労引当金	993	957
特別法上の準備金	8,200	2,640
価格変動準備金	8,200	2,640
負債の部合計	6,923,739	6,837,057
純資産の部		
資本金	167,280	167,280
資本剰余金	167,536	55,943
利益剰余金	△112,000	2,067
自己株式	△8,601	△8,601
株主資本合計	214,214	216,690
その他有価証券評価差額金	30,052	17,298
繰延ヘッジ損益	13	11
その他の包括利益累計額合計	30,066	17,309
純資産の部合計	244,281	233,999
負債及び純資産の部合計	7,168,020	7,071,057

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)
経常収益	501,591	482,086
保険料等収入	291,058	277,239
資産運用収益	127,858	116,661
利息及び配当金等収入	63,091	59,194
金銭の信託運用益	0	0
有価証券売却益	8,004	16,762
金融派生商品収益	56,012	39,891
貸倒引当金戻入額	—	86
その他運用収益	750	727
その他経常収益	82,674	88,185
年金特約取扱受入金	257	203
保険金据置受入金	8,920	8,126
支払備金戻入額	5,557	1,061
責任準備金戻入額	65,571	76,491
退職給付引当金戻入額	733	460
その他の経常収益	1,633	1,842
経常費用	485,249	480,390
保険金等支払金	336,388	335,755
保険金	118,288	112,366
年金	36,004	36,275
給付金	61,006	50,259
解約返戻金	97,080	67,445
その他返戻金等	24,010	69,408
責任準備金等繰入額	75	38
契約者配当金積立利息繰入額	75	38
資産運用費用	80,811	75,698
支払利息	3,205	3,202
有価証券売却損	8,923	872
有価証券評価損	4,529	23,673
為替差損	30,345	27,500
貸倒引当金繰入額	2	—
貸付金償却	4	33
賃貸用不動産等減価償却費	1,677	1,517
その他運用費用	1,444	1,265
特別勘定資産運用損	30,677	17,633
事業費	※1 51,374	※1 51,644
その他経常費用	16,599	17,254
保険金据置支払金	9,207	9,838
税金	2,933	2,736
減価償却費	2,757	2,704
その他の経常費用	1,700	1,974
経常利益	16,342	1,696

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
特別利益	441	5,658
固定資産等処分益	※2 441	※2 98
価格変動準備金戻入額	—	5,560
特別損失	1,068	430
固定資産等処分損	※3 82	※3 376
減損損失	26	54
価格変動準備金繰入額	960	—
契約者配当準備金繰入額	7,411	7,242
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	8,303	△317
法人税及び住民税等	113	112
法人税等調整額	181	△2,905
法人税等合計	294	△2,793
少数株主損益調整前中間純利益	8,009	2,475
中間純利益	8,009	2,475

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	8,009	2,475
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△9,835	△12,844
繰延ヘッジ損益	△14	△1
持分法適用会社に対する持分相当額	80	89
その他の包括利益合計	△9,770	△12,756
中間包括利益	△1,761	△10,281
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△1,761	△10,281
少数株主に係る中間包括利益	—	—

③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	167,280	167,280
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	167,280	167,280
資本剰余金		
当期首残高	167,536	167,536
当中間期変動額		
欠損填補	—	△111,592
当中間期変動額合計	—	△111,592
当中間期末残高	167,536	55,943
利益剰余金		
当期首残高	△125,735	△112,000
当中間期変動額		
欠損填補	—	111,592
中間純利益	8,009	2,475
当中間期変動額合計	8,009	114,068
当中間期末残高	△117,726	2,067
自己株式		
当期首残高	△8,601	△8,601
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	△8,601	△8,601
株主資本合計		
当期首残高	200,479	214,214
当中間期変動額		
欠損填補	—	—
中間純利益	8,009	2,475
当中間期変動額合計	8,009	2,475
当中間期末残高	208,488	216,690

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月 30 日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	15,125	30,052
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△9,755	△12,754
当中間期変動額合計	△9,755	△12,754
当中間期末残高	5,369	17,298
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	41	13
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△14	△1
当中間期変動額合計	△14	△1
当中間期末残高	27	11
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	15,167	30,066
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△9,770	△12,756
当中間期変動額合計	△9,770	△12,756
当中間期末残高	5,396	17,309
純資産合計		
当期首残高	215,646	244,281
当中間期変動額		
中間純利益	8,009	2,475
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△9,770	△12,756
当中間期変動額合計	△1,761	△10,281
当中間期末残高	213,885	233,999

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	8,303	△317
賃貸用不動産等減価償却費	1,677	1,517
減価償却費	2,757	2,704
減損損失	26	54
支払備金の増減額(△は減少)	△5,557	△1,061
責任準備金の増減額(△は減少)	△65,571	△76,491
契約者配当準備金積立利息繰入額	75	38
契約者配当準備金繰入額(△は戻入額)	7,411	7,242
貸倒引当金の増減額(△は減少)	2	△86
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△734	△460
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△35	△36
価格変動準備金の増減額(△は減少)	960	△5,560
利息及び配当金等収入	△63,091	△59,194
有価証券関係損益(△は益)	5,448	7,784
支払利息	3,205	3,202
金融派生商品損益(△は益)	△56,012	△39,891
為替差損益(△は益)	30,345	27,500
特別勘定資産運用損益(△は益)	30,677	17,633
有形固定資産関係損益(△は益)	2	△25
持分法による投資損益(△は益)	172	459
再保険貸の増減額(△は増加)	△130	63
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	△3,821	△12,219
再保険借の増減額(△は減少)	△91	18
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	△2,180	1,737
その他	509	567
小計	△105,650	△124,821
利息及び配当金等の受取額	69,037	65,948
利息の支払額	△3,161	△3,175
契約者配当金の支払額	△9,117	△8,901
その他	△1,043	△801
法人税等の支払額	△979	△693
法人税等の還付額	1,109	1,165
営業活動によるキャッシュ・フロー	△49,804	△71,278

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額 (△は増加)	△240	130
買入金銭債権の売却・償還による収入	1,216	1,401
有価証券の取得による支出	△507,375	△545,515
有価証券の売却・償還による収入	537,394	598,251
貸付けによる支出	△101,350	△118,916
貸付金の回収による収入	136,739	122,154
金融派生商品の決済による収支(純額)	16,563	6,608
債券貸借取引支払保証金・受入担保金の純増減額	△3,137	13,256
デリバティブ取引受入担保金の純増減額 (△は減少)	3,590	4,260
その他	37	6
資産運用活動計	83,436	81,636
営業活動及び資産運用活動計		
有形固定資産の取得による支出	△2,607	△445
有形固定資産の売却による収入	230	198
その他	△2,105	△1,444
投資活動によるキャッシュ・フロー	78,954	79,945
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入金の返済による支出	△0	△0
リース債務の返済による支出	△37	△26
配当金の支払額	△0	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△37	△26
現金及び現金同等物に係る換算差額	△11	△44
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	29,101	8,595
現金及び現金同等物の期首残高	356,705	314,623
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	720	—
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 386,527	※1 323,219

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

連結子会社は、三友サービス(株)、三生キャピタル(株)、三生5号投資事業有限責任組合であります。

なお、前連結会計年度において連結子会社でありました三生3号投資事業組合は、前連結会計年度中に清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社は、(株)三生オンユー・インシュアランス・マネジメント、三生保険サービス(株)、(株)ビジネスエイジェンシー、三生収納サービス(株)、三生4号投資事業有限責任組合であります。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社5社は、質的重要性がないことに加え、総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性がないため、連結の範囲から除いております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社の数 なし

(2) 持分法適用の関連会社の数 4社

持分法適用の関連会社は、日本企業年金サービス(株)、総合証券事務サービス(株)、エムエルアイ・システムズ(株)、メディケア生命保険(株)であります。

なお、総合証券事務サービス(株)は、当中間連結会計期間に清算終了したため、清算終了までの損益(持分に見合う額)を取り込んだ上で持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の数 6社

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、(株)三生オンユー・インシュアランス・マネジメント、三生保険サービス(株)、(株)ビジネスエイジェンシー、三生収納サービス(株)、三生4号投資事業有限責任組合、(株)ポルテ金沢であります。

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社については、質的重要性がないことに加え、それぞれ中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社のうち、三生5号投資事業有限責任組合の中間決算日は6月30日であります。中間連結財務諸表の作成に当たっては、中間決算日の差異が3カ月を超えていないため、同日現在の中間財務諸表を使用し、中間連結会計期間末日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む。)

a 売買目的有価証券

…時価法(売却原価は移動平均法により算定)

b 満期保有目的の債券

…移動平均法による償却原価法(定額法)

c 責任準備金対応債券(「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券をいう。)

…移動平均法による償却原価法(定額法)

d 非連結かつ持分法非適用の子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式

…移動平均法による原価法

e その他有価証券

時価のあるもの

…中間連結会計期間末日の市場価格等(国内株式については中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

- ・取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められる債券
…移動平均法による償却原価法(定額法)
- ・上記以外の有価証券
…移動平均法による原価法

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② デリバティブ取引
時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産の減価償却は、建物(構築物を除く。)については定額法により、構築物及びその他の有形固定資産については定率法により行っております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	… 15年～50年
その他の有形固定資産	… 3年～15年

ただし、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

平成23年度の税制改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更に伴う当中間連結会計期間の損益への影響は軽微であります。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産の減価償却は、定額法により行っております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により行っております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により行っております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

提出会社の貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という。)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む。)については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
--	-------------------------	---------------------------

債権額からの直接減額	257 百万円	288 百万円
------------	---------	---------

連結子会社の貸倒引当金は、提出会社に準じて必要と認める額を計上しております。

② 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員(執行役員を含む。)の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、費用処理しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金(年金)の支払いに備えるため、内規に基づき当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定による準備金であり、当中間連結会計期間末における価格変動準備金対象資産に対する年間所要額を期間按分した額を繰り入れております。

(5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務、外貨建有価証券等の外貨建金融商品は、中間連結会計期間末日の直物為替相場により円換算しております。

提出会社が保有する外貨建その他有価証券の換算差額のうち、債券に係る換算差額については為替差損益として処理し、その他の外貨建その他有価証券に係る換算差額については全部純資産直入法により処理しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、貸付金をヘッジ対象とした金利スワップで特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、外貨建定期預金をヘッジ対象とした為替予約で振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	貸付金
為替予約	外貨建定期預金

③ ヘッジ方針

貸付金に対する金利変動リスク及び外貨建定期預金に対する為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較する比率分析により、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、特例処理を採用している金利スワップ及び振当処理を採用している為替予約については、有効性の評価を省略しております。

(7) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

提出会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税額等のうち、法人税法に定める繰延消費税額等は、その他資産に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税額等以外は、発生連結会計期間に費用処理しております。

② 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、次の方式により計算しております。

- ・標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
- ・標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

- ※1 担保に供している資産の内容及びその金額並びに担保権によって担保されている債務の金額
担保に供している資産の内容及びその金額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
有価証券(国債)	105,337 百万円	105,050 百万円
有価証券(株式)	67,847 "	54,746 "
有価証券(外国証券)	22 "	20 "
合計	173,206 "	159,818 "

デリバティブ取引等の担保として差し入れております。

担保権によって担保されている債務の金額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
担保権によって担保されている債務の金額	22 百万円	20 百万円

- ※2 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の中間連結貸借対照表価額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
有価証券(国債)	150,511 百万円	161,336 百万円
合計	150,511 "	161,336 "

- ※3 責任準備金対応債券に係る中間連結貸借対照表価額及び時価並びにリスク管理方針の概要

(1) 責任準備金対応債券に係る中間連結貸借対照表価額及び時価

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)価額	1,388,609 百万円	1,593,613 百万円
時価	1,481,473 "	1,714,100 "

(2) 責任準備金対応債券に関連するリスク管理方針の概要

資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために、保険商品の特性に応じて小区分を設定し、各小区分に割り当てられた保険契約群についての責任準備金のデュレーションと小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針を採っております。なお、小区分は、次のとおり設定しております。

- ① 終身保険・年金保険(8-27年)小区分(終身保険(定期付終身保険を含む。)及び年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の7年超27年以内の部分)
- ② 一時払養老小区分(一時払養老保険)
- ③ 一時払個人年金小区分(一時払個人年金保険)

また、各小区分において、保険契約群についての責任準備金のデュレーションと、小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションとが一定幅の中で対応していることを、定期的に検証しております。

- ※4 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
有価証券(株式)	5,055 百万円	4,511 百万円
有価証券(その他の証券)	455 "	413 "
合計	5,511 "	4,924 "

※5 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額及びその合計額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
破綻先債権額(*1)	— 百万円	— 百万円
(うち取立不能見込額の直接減額)	(— ")	(— ")
延滞債権額(*2)	8,955 "	957 "
(うち取立不能見込額の直接減額)	(△178 ")	(△217 ")
3カ月以上延滞債権額(*3)	— "	— "
貸付条件緩和債権額(*4)	331 "	316 "
合計	9,287 "	1,273 "

(*1) 破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

(*2) 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(*3) 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸付金であります。

(*4) 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

※6 貸付金の融資未実行残高

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
貸付金の融資未実行残高	— 百万円	5,000 百万円

※7 資産の金額から直接控除している減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	191,835 百万円	194,197 百万円

8 特別勘定の資産及び負債の額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
特別勘定の資産の額(負債の額も同額)	647,610 百万円	614,125 百万円

※9 契約者配当準備金の異動状況

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
当連結会計年度期首残高	87,509 百万円	当連結会計年度期首残高 82,259 百万円
当連結会計年度 契約者配当金支払額	19,619 "	当中間連結会計期間 契約者配当金支払額 8,901 "
利息による増加等	148 "	利息による増加等 38 "
契約者配当準備金繰入額	14,221 "	契約者配当準備金繰入額 7,242 "
当連結会計年度末残高	82,259 "	当中間連結会計期間末残高 80,638 "

10 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する提出会社の今後の負担見積額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
生命保険契約者保護機構に対する 提出会社の今後の負担見積額(*)	13,727 百万円	13,449 百万円

(*) 当該負担金は、拠出した連結会計期間の事業費として処理しております。

11 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
組織変更剰余金額	377 百万円	377 百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1 事業費のうち、主な費目及び金額

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
営業職員経費	14,999 百万円	15,334 百万円
物件費	15,114 "	14,772 "
人件費	12,133 "	12,102 "
募集機関管理費	8,208 "	8,388 "

※2 固定資産等処分益の内訳

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
土地	44 百万円	79 百万円
建物	4 "	19 "
不良債権の譲渡に伴う利益	348 "	— "
その他	43 "	0 "
合計	441 "	98 "

※3 固定資産等処分損の内訳

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
建物	60 百万円	362 百万円
その他	21 "	13 "
合計	82 "	376 "

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	295,807,200	—	—	295,807,200
A種株式	1,084,000	—	—	1,084,000
B種株式	600,000	—	—	600,000
合計	297,491,200	—	—	297,491,200
自己株式				
普通株式	17,272,600	—	—	17,272,600
A種株式	172,121	—	—	172,121
合計	17,444,721	—	—	17,444,721

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	295,807,200	—	—	295,807,200
A種株式	1,084,000	—	—	1,084,000
B種株式	600,000	—	—	600,000
合計	297,491,200	—	—	297,491,200
自己株式				
普通株式	17,272,668	—	—	17,272,668
A種株式	172,121	—	—	172,121
合計	17,444,789	—	—	17,444,789

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) (平成23年9月30日現在)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日) (平成24年9月30日現在)
現金及び預貯金	183,767 百万円	165,289 百万円
コールローン	203,000 "	158,000 "
預入期間が3カ月を超える預貯金	△240 "	△70 "
現金及び現金同等物	386,527 "	323,219 "

(リース取引関係)

(借主側)

1 ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産(電算機器)であります。

② リース資産の減価償却の方法

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」「4 会計処理基準に関する事項」
「(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
1年内	729 百万円	227 百万円
1年超	859 "	717 "
合計	1,588 "	944 "

(貸主側)

1 ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
1年内	2,415 百万円	2,363 百万円
1年超	2,231 "	1,250 "
合計	4,647 "	3,613 "

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

主な金融資産及び金融負債の中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません。

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預貯金(譲渡性預金)			
① その他有価証券	60,000	60,000	—
(2) 買入金銭債権			
① 満期保有目的の債券	5,361	5,858	497
② その他有価証券	23,330	23,330	—
(3) 有価証券			
① 売買目的有価証券	630,148	630,148	—
② 満期保有目的の債券	56,301	57,556	1,255
③ 責任準備金対応債券	1,388,609	1,481,473	92,863
④ その他有価証券	2,435,992	2,435,992	—
(4) 貸付金			
保険約款貸付	91,081		
一般貸付	1,629,286		
貸倒引当金(*1)	△626		
未経過利息相当額(*2)	△3,251		
	1,716,490	1,759,512	43,022
資産計	6,316,234	6,453,872	137,638
(5) 借入金	163,501	165,045	1,543
負債計	163,501	165,045	1,543
(6) デリバティブ取引(*3)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	13,984	13,984	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	20	381	361
デリバティブ取引計	14,005	14,366	361

(*1) 貸付金に対応する個別貸倒引当金及び一般貸倒引当金を控除しております。

(*2) 信販会社等との提携消費者ローンの一部については、貸付金の元本に未経過利息相当額を含めて計上しているため、当該未経過利息相当額を控除しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で債務となる項目については()で表示しております。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預貯金(譲渡性預金)			
① その他有価証券	64,000	64,000	—
(2) 買入金銭債権			
① 満期保有目的の債券	5,242	5,861	619
② その他有価証券	22,311	22,311	—
(3) 有価証券			
① 売買目的有価証券	600,160	600,160	—
② 満期保有目的の債券	49,355	50,424	1,068
③ 責任準備金対応債券	1,593,613	1,714,100	120,487
④ その他有価証券	2,148,115	2,148,115	—
(4) 貸付金			
保険約款貸付	87,956		
一般貸付	1,629,118		
貸倒引当金(*1)	△523		
未経過利息相当額(*2)	△3,153		
	1,713,398	1,762,077	48,679
資産計	6,196,197	6,367,052	170,854
(5) 借入金	163,501	161,437	△2,063
負債計	163,501	161,437	△2,063
(6) デリバティブ取引(*3)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	47,251	47,251	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	17	322	305
デリバティブ取引計	47,268	47,573	305

(*1) 貸付金に対応する個別貸倒引当金及び一般貸倒引当金を控除しております。

(*2) 信販会社等との提携消費者ローンの一部については、貸付金の元本に未経過利息相当額を含めて計上しているため、当該未経過利息相当額を控除しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で債務となる項目については()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預貯金(譲渡性預金)

現金及び預貯金(譲渡性預金)は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、企業会計上有価証券として取り扱う信託受益権については、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

有価証券のうち、株式は、中間連結会計期間末日(連結会計年度末日)の取引所の価格によっております。ただし、「その他有価証券」の国内株式については、中間連結会計期間末(連結会計年度末)前1カ月の取引所の価格の平均によっております。債券は、取引所の価格、業界団体の公表価格、取引金融機関から提示された価格又は合理的に算定された価額によっております。また、投資信託は、取引所の価格、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記に記載のとおりであります。

(4) 貸付金

保険約款貸付は、貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸付金であり、返済見込期間及び調達コストに連動して設定した金利条件等から、時価が帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額をもって時価としております。

一般貸付の時価は、主に将来キャッシュ・フローを、リスクフリーレートにリスクプレミアムを加味した利子率で割り引いて算定しております。なお、変動金利の住宅ローンについては、短期間で市場金利を反映しているため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていないものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額をもって時価としております。また、破綻先、実質破綻先又は破綻懸念先で直接減額又は個別貸倒引当金を計上している貸付金については、担保及び保証による回収可能見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結会計期間末(連結会計年度末)における中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)から貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、原則として、当該価額をもって時価としております。

(5) 借入金

借入金は、貸付金に準じた方法によっております。

(6) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記に記載のとおりであります。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額

区分	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
(1) 非上場株式(店頭売買株式を除く)(*1)	193,401 百万円	188,356 百万円
(2) 組合出資金(*2)	1,773 "	1,569 "
合計	195,174 "	189,926 "

(*1) 非上場株式(店頭売買株式を除く)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。

(*2) 組合出資金は、組合が保有する「その他有価証券」の評価差額について持分相当額を計上しておりますが、その他の主たる構成資産・負債は、非上場株式(店頭売買株式を除く)等、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象としておりません。

(*3) 前連結会計年度に122百万円、当中間連結会計期間に242百万円の減損処理を行っております。

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの			
(1) 公社債	32,301	33,342	1,040
① 地方債	3,418	3,539	121
② 社債	28,883	29,802	919
(2) 外国証券	22,000	22,263	263
① 外国公社債	22,000	22,263	263
小計	54,301	55,605	1,303
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの			
(1) 公社債	2,000	1,951	△48
① 社債	2,000	1,951	△48
小計	2,000	1,951	△48
合計	56,301	57,556	1,255

(注) 上記満期保有目的の債券のほか、買入金銭債権(連結貸借対照表計上額5,361百万円、時価5,858百万円、差額497百万円)があります。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの			
(1) 公社債	31,355	32,311	955
① 地方債	3,415	3,528	112
② 社債	27,940	28,783	843
(2) 外国証券	16,000	16,147	147
① 外国公社債	16,000	16,147	147
小計	47,355	48,459	1,103
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの			
(1) 公社債	2,000	1,964	△35
① 社債	2,000	1,964	△35
小計	2,000	1,964	△35
合計	49,355	50,424	1,068

(注) 上記満期保有目的の債券のほか、買入金銭債権(中間連結貸借対照表計上額5,242百万円、時価5,861百万円、差額619百万円)があります。

2 責任準備金対応債券

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの			
(1) 公社債	1,342,892	1,438,348	95,456
① 国債	891,395	951,088	59,693
② 地方債	214,714	232,738	18,024
③ 社債	236,782	254,521	17,738
(2) 外国証券	3,000	3,019	19
① 外国公社債	3,000	3,019	19
小計	1,345,892	1,441,368	95,475
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの			
(1) 公社債	38,716	36,429	△2,287
① 国債	21,649	21,629	△20
② 社債	17,067	14,799	△2,267
(2) 外国証券	4,000	3,675	△324
① 外国公社債	4,000	3,675	△324
小計	42,716	40,104	△2,611
合計	1,388,609	1,481,473	92,863

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの			
(1) 公社債	1,573,549	1,695,624	122,075
① 国債	1,161,529	1,242,802	81,272
② 地方債	211,709	234,205	22,496
③ 社債	200,310	218,616	18,306
(2) 外国証券	1,000	1,037	37
① 外国公社債	1,000	1,037	37
小計	1,574,549	1,696,662	122,112
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの			
(1) 公社債	15,064	13,541	△1,522
① 社債	15,064	13,541	△1,522
(2) 外国証券	4,000	3,896	△103
① 外国公社債	4,000	3,896	△103
小計	19,064	17,438	△1,625
合計	1,593,613	1,714,100	120,487

(注) 当中間連結会計期間において、時価のあるものについて440百万円減損処理を行っております。

なお、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については、原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄のうち、一定程度の信用状態に満たないと認められる銘柄については、時価が取得原価まで回復する可能性があるとして認められる場合を除き減損処理を行っております。

また、減損処理を行った銘柄(減損処理後の帳簿価額559百万円)については、保有目的区分をその他有価証券に変更しております。

3 その他有価証券

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
(1) 公社債	1,457,798	1,405,149	52,648
① 国債	1,034,697	1,000,467	34,230
② 地方債	52,784	50,815	1,969
③ 社債	370,315	353,867	16,448
(2) 株式	150,081	112,021	38,059
(3) 外国証券	343,444	327,969	15,474
① 外国公社債	333,316	318,226	15,090
② 外国その他証券	10,127	9,743	384
(4) その他の証券	3,697	3,444	253
小計	1,955,021	1,848,585	106,436
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
(1) 公社債	49,926	54,218	△4,291
① 国債	27,958	27,971	△12
② 地方債	201	201	△0
③ 社債	21,766	26,045	△4,278
(2) 株式	91,764	117,282	△25,517
(3) 外国証券	328,279	390,755	△62,475
① 外国公社債	222,644	249,603	△26,958
② 外国その他証券	105,634	141,152	△35,517
(4) その他の証券	10,999	12,311	△1,311
小計	480,970	574,566	△93,596
合計	2,435,992	2,423,152	12,840

(注) 1 上記その他有価証券のほか、連結貸借対照表において現金及び預貯金として表示している譲渡性預金(連結貸借対照表計上額60,000百万円、取得原価60,000百万円、差額なし)及び買入金銭債権(連結貸借対照表計上額23,330百万円、取得原価22,420百万円、差額910百万円)があります。

2 当連結会計年度において、時価のあるものについて2,358百万円減損処理を行っております。

なお、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については、原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄のうち、一定程度の信用状態に満たないと認められる銘柄については、時価が取得原価まで回復する可能性があるものと認められる場合を除き減損処理を行っております。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの			
(1) 公社債	1,214,338	1,159,882	54,456
① 国債	881,770	843,753	38,016
② 地方債	44,246	42,419	1,827
③ 社債	288,321	273,709	14,611
(2) 株式	85,216	67,584	17,631
(3) 外国証券	224,981	217,710	7,270
① 外国公社債	224,981	217,710	7,270
(4) その他の証券	660	524	136
小計	1,525,198	1,445,702	79,495
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの			
(1) 公社債	43,525	46,881	△3,356
① 国債	26,070	26,165	△95
② 地方債	200	200	△0
③ 社債	17,254	20,515	△3,261
(2) 株式	112,132	139,179	△27,047
(3) 外国証券	455,830	533,011	△77,180
① 外国公社債	343,321	382,097	△38,775
② 外国其他証券	112,508	150,913	△38,405
(4) その他の証券	11,429	14,307	△2,877
小計	622,917	733,379	△110,462
合計	2,148,115	2,179,082	△30,966

- (注) 1 上記その他有価証券のほか、中間連結貸借対照表において現金及び預貯金として表示している譲渡性預金(中間連結貸借対照表計上額64,000百万円、取得原価64,000百万円、差額なし)及び買入金銭債権(中間連結貸借対照表計上額22,311百万円、取得原価21,138百万円、差額1,173百万円)があります。
- 2 当中間連結会計期間において、時価のあるものについて22,990百万円減損処理を行っております。
なお、減損処理の基準は、「2 責任準備金対応債券」(注)に記載のとおりであります。

(金銭の信託関係)

1 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

該当事項はありません。

2 運用目的以外の金銭の信託

前連結会計年度(平成24年3月31日)

取得原価をもって連結貸借対照表に計上している預金と同様の性格を持つ合同運用の指定金銭信託が200百万円あります。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

取得原価をもって中間連結貸借対照表に計上している預金と同様の性格を持つ合同運用の指定金銭信託が200百万円あります。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約				
	売建	481,460	—	500,151	△18,690
	アメリカドル	306,571	—	318,476	△11,904
	ユーロ	174,889	—	181,675	△6,786
合計		—	—	—	△18,690

(注) 時価の算定方法

連結会計年度末の先物相場を使用しております。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約				
	売建	517,706	—	510,773	6,932
	アメリカドル	304,055	—	300,093	3,962
	ユーロ	213,650	—	210,680	2,970
合計		—	—	—	6,932

(注) 時価の算定方法

中間連結会計期間末の先物相場を使用しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

該当事項はありません。

(3) 株式関連

前連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物				
	買建	4,767	—	4,756	△10
市場取引 以外の取引	株価指数先渡				
	売建	61,172	—	67,844	△6,672
	株価指数オプション				
	買建				
	プット	69,141	69,141		
		(21,399)		39,359	17,960
株券オプション	売建				
	コール	86	—		
		(1)		0	0
合計		—	—	—	11,278

(注) 1 ()内にはオプション料を記載しております。

2 時価の算定方法

市場取引については、取引を行った取引所の清算価格、市場取引以外の取引については、取引金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物 買建	483	—	485	1
市場取引 以外の取引	株価指数先渡 売建	37,086	—	37,599	△513
	個別株先渡 売建	606	—	604	1
	買建	220	—	215	△5
	株価指数オプション 売建				
	コール	24,814	—		
		(112)		2,311	△2,199
	買建 プット	92,152	67,337		
		(20,855)		44,569	23,713
	株券オプション 売建 コール	112	—		
	(2)		0	2	
合計	—	—	—	21,000	

(注) 1 ()内にはオプション料を記載しております。

2 時価の算定方法

市場取引については、取引を行った取引所の清算価格、市場取引以外の取引については、取引金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(4) 債券関連

前連結会計年度(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

該当事項はありません。

(5) その他

前連結会計年度(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	クレジット・デフォルト・ス ワップ プロテクション売建	6,000	—	△1,422	△1,422
合計	—	—	—	—	△1,422

(注) 時価の算定方法

取引金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成24年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	ヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約の 振当処理	為替予約	外貨建定期預金	70,988	—	(注)
合計			—	—	—

(注) 為替予約の振当処理を行っている為替予約は、ヘッジ対象である外貨建定期預金と一体として処理しております。

当該外貨建定期預金の時価は、70,988百万円であります。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	ヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約の 振当処理	為替予約	外貨建定期預金	70,986	—	(注)
合計			—	—	—

(注) 為替予約の振当処理を行っている為替予約は、ヘッジ対象である外貨建定期預金と一体として処理しております。

当該外貨建定期預金の時価は、70,986百万円であります。

(2) 金利関連

前連結会計年度(平成24年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	ヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸付金	700	700	20
	固定金利受取/ 変動金利支払				
金利スワップの 特例処理	金利スワップ	貸付金	16,160	11,000	361
	固定金利受取/ 変動金利支払				
合計			—	—	381

(注) 時価の算定方法

取引金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	ヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸付金	700	700	17
	固定金利受取/ 変動金利支払				
金利スワップの 特例処理	金利スワップ	貸付金	11,800	10,000	305
	固定金利受取/ 変動金利支払				
合計			—	—	322

(注) 時価の算定方法

取引金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

(3) 株式関連

前連結会計年度(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

該当事項はありません。

(4) 債券関連

前連結会計年度(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

該当事項はありません。

(5) その他

前連結会計年度(平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

提出会社は、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等(遊休不動産を含む。土地を含む。)を所有しております。

これら賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額(百万円)(*1)			期末時価(百万円)(*3)
期首残高	期中増減額(*2)	期末残高	
184,878	△3,017	181,860	157,868

(*1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(*2) 期中増減額のうち、主な減少額は減価償却の実施によるもの(△3,889百万円)であります。

(*3) 期末時価は、主として外部鑑定評価機関が「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額(指標を用いて調整を行ったものを含む。)によっております。

当中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結会計期間末における時価に、前連結会計年度末に比して著しい変動が認められないため、賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び当中間連結会計期間における主な変動並びに中間連結会計期間末における時価及び当該時価の算定方法の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社及び連結子会社は生命保険事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。
なお、投資事業は生命保険事業の一環として行っており、独立したセグメントではありません。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

生命保険以外に開示の対象とすべき製品及びサービスがないため、製品及びサービスごとの情報の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高(経常収益)が中間連結損益計算書の売上高(経常収益)の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

記載すべき事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

生命保険以外に開示の対象とすべき製品及びサービスがないため、製品及びサービスごとの情報の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高(経常収益)が中間連結損益計算書の売上高(経常収益)の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

記載すべき事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社及び連結子会社は生命保険事業の単一セグメントであるため、報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

記載事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

記載事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

記載事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

記載事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎

項目	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
(1)普通株式に係る1株当たり純資産額	334円22銭	297円31銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	244,281	233,999
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	151,187	151,187
(うちB種株式払込金額)	60,000	60,000
(うちA種株式払込金額)	91,187	91,187
普通株式に係る中間連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額(百万円)	93,093	82,812
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間連結会計期間末(連結会計年度末)の 普通株式の数(株)	278,534,532	278,534,532
(2)A種株式に係る1株当たり純資産額	100,000円00銭	100,000円00銭
(算定上の基礎)		
A種株式に係る中間連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額(百万円)	91,187	91,187
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間連結会計期間末(連結会計年度末)の A種株式の数(株)	911,879	911,879

(注) A種株式(1株当たりの払込金額100,000円)については、普通株式と同等の株式として取り扱うこととしておりますが、当中間連結会計期間末(前連結会計年度末)の純資産の部の合計額からB種株式及びA種株式の払込金額を控除した残額が、500円(100,000円を調整後A種株式調整比率200で除した額)に当中間連結会計期間末(前連結会計年度末)の普通株式の株式数を乗じた金額を下回っているため、純資産の部の合計額からB種株式及びA種株式の払込金額を控除し、普通株式に係る1株当たり純資産額を算定しております。

A種株式及びB種株式の内容については、第4 [提出会社の状況] 1 [株式等の状況] (1) [株式の総数等] ② [発行済株式] に記載のとおりであります。

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

項目	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	17円38銭	5円37銭
(算定上の基礎)		
中間純利益(百万円)	8,009	2,475
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益(百万円)	8,009	2,475
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数(株)	460,910,400	460,910,332
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	13円40銭	4円14銭
(算定上の基礎)		
中間純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	136,660,950	136,657,719
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	潜在株式の種類 A種株式 潜在株式の数 1,084,000株 (うち自己株式の数 172,121株)	潜在株式の種類 A種株式 潜在株式の数 1,084,000株 (うち自己株式の数 172,121株)

(注) A種株式については普通株式と同等の株式として取り扱うこととしており、A種株式の期中平均株式数に調整後A種株式調整比率200を乗じた株式数を含めて算定しております。

前中間連結会計期間における潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎となる普通株式増加数は136,660,950株であり、潜在株式であるB種株式の当期首現在の株式数600,000株に当該株式の当初払込金額100,000円を乗じた額を、B種株式調整価額の修正日前までは当期首現在のB種株式調整価額440円、修正日以後は修正後のB種株式調整価額438.1円で除して算定しております。

当中間連結会計期間における潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎となる普通株式増加数は136,657,719株であり、潜在株式であるB種株式の当期首現在の株式数600,000株に当該株式の当初払込金額100,000円を乗じた額を、B種株式調整価額の修正日前までは当期首現在のB種株式調整価額438.1円、修正日以後は修正後のB種株式調整価額440円で除して算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】
 (1) 【中間財務諸表】
 ① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当中間会計期間 (平成24年 9月30日)
資産の部		
現金及び預貯金	171,922	164,593
現金	137	129
預貯金	171,785	164,464
コールローン	142,000	158,000
買入金銭債権	28,692	27,553
金銭の信託	200	200
有価証券	※1, ※2, ※3, ※4 4,706,917	※1, ※2, ※3, ※4 4,582,216
国債	2,081,957	2,172,634
地方債	275,421	263,122
社債	698,228	574,582
株式	335,871	282,240
外国証券	928,790	922,071
その他の証券	386,648	367,564
貸付金	※5, ※6 1,720,418	※5, ※6 1,717,075
保険約款貸付	91,081	87,956
一般貸付	1,629,336	1,629,118
有形固定資産	※7 275,493	※7 272,734
土地	191,979	191,899
建物	80,201	78,207
リース資産	24	7
建設仮勘定	89	89
その他の有形固定資産	3,197	2,531
無形固定資産	7,992	8,364
ソフトウェア	6,866	5,971
その他の無形固定資産	1,126	2,393
再保険貸	199	136
その他資産	85,599	103,226
未収金	11,016	14,321
前払費用	1,100	2,475
未収収益	23,586	22,212
預託金	5,376	5,335
金融派生商品	39,882	53,077
仮払金	1,247	4,862
その他の資産	3,390	940
繰延税金資産	30,021	38,550
貸倒引当金	△1,301	△957
資産の部合計	7,168,156	7,071,695

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
負債の部		
保険契約準備金	6,438,478	6,359,304
支払備金	※9 33,591	※9 32,529
責任準備金	※10 6,322,627	※10 6,246,136
契約者配当準備金	※11 82,259	※11 80,638
再保険借	83	102
その他負債	418,798	417,403
債券貸借取引受入担保金	162,647	175,903
借入金	※12 163,501	※12 163,501
未払法人税等	218	109
未払金	4,724	6,155
未払費用	※1 8,967	※1 9,380
前受収益	3,640	3,455
預り金	5,594	5,439
預り保証金	11,132	11,047
先物取引差金勘定	3	9
金融派生商品	25,877	5,809
リース債務	26	—
資産除去債務	497	500
仮受金	1,417	960
その他の負債	30,550	35,130
退職給付引当金	57,037	56,577
役員退職慰労引当金	993	957
特別法上の準備金	8,200	2,640
価格変動準備金	8,200	2,640
負債の部合計	6,923,592	6,836,985
純資産の部		
資本金	167,280	167,280
資本剰余金	167,536	55,943
資本準備金	167,280	47,342
その他資本剰余金	256	8,601
利益剰余金	△111,592	2,992
利益準備金	1,802	—
その他利益剰余金	△113,394	2,992
価格変動積立金	32,516	—
不動産圧縮積立金	166	—
別途積立金	230	—
繰越利益剰余金	△146,309	2,992
自己株式	△8,601	△8,601
株主資本合計	214,622	217,614
その他有価証券評価差額金	29,927	17,082
繰延ヘッジ損益	13	11
評価・換算差額等合計	29,940	17,094
純資産の部合計	244,563	234,709
負債及び純資産の部合計	7,168,156	7,071,695

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)
経常収益	502,351	481,944
保険料等収入	291,058	277,239
保険料	290,607	276,928
再保険収入	451	310
資産運用収益	128,665	116,732
利息及び配当金等収入	63,898	59,276
預貯金利息	139	124
有価証券利息・配当金	41,830	37,791
貸付金利息	16,291	15,804
不動産賃貸料	5,133	5,089
その他利息配当金	503	466
金銭の信託運用益	0	0
有価証券売却益	※1 8,004	※1 16,750
金融派生商品収益	※4 56,012	※4 39,891
貸倒引当金戻入額	—	86
その他運用収益	750	727
その他経常収益	82,626	87,972
年金特約取扱受入金	257	203
保険金据置受入金	8,920	8,126
支払備金戻入額	※5 5,557	※5 1,061
責任準備金戻入額	※6 65,571	※6 76,491
退職給付引当金戻入額	734	460
その他の経常収益	1,585	1,629
経常費用	484,886	479,727
保険金等支払金	336,388	335,755
保険金	118,288	112,366
年金	36,004	36,275
給付金	61,006	50,259
解約返戻金	97,080	67,445
その他返戻金	23,496	68,958
再保険料	513	450
責任準備金等繰入額	75	38
契約者配当金積立利息繰入額	75	38

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
資産運用費用	80,828	75,715
支払利息	3,205	3,202
有価証券売却損	※2 8,909	※2 872
有価証券評価損	※3 4,455	※3 23,572
為替差損	30,345	27,500
貸倒引当金繰入額	2	—
貸付金償却	4	33
賃貸用不動産等減価償却費	※7 1,677	※7 1,517
その他運用費用	1,550	1,383
特別勘定資産運用損	30,677	17,633
事業費	51,483	51,768
その他経常費用	16,110	16,451
保険金据置支払金	9,207	9,838
税金	2,931	2,736
減価償却費	※7 2,755	※7 2,703
その他の経常費用	1,215	1,172
経常利益	17,464	2,216
特別利益	441	5,658
固定資産等処分益	441	98
価格変動準備金戻入額	—	5,560
特別損失	1,068	434
固定資産等処分損	82	380
減損損失	26	54
価格変動準備金繰入額	960	—
契約者配当準備金繰入額	7,411	7,242
税引前中間純利益	9,425	198
法人税及び住民税	110	108
法人税等調整額	453	△2,902
法人税等合計	563	△2,793
中間純利益	8,862	2,992

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	167,280	167,280
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	167,280	167,280
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	167,280	167,280
当中間期変動額		
準備金から剰余金への振替	—	△119,937
当中間期変動額合計	—	△119,937
当中間期末残高	167,280	47,342
その他資本剰余金		
当期首残高	256	256
当中間期変動額		
準備金から剰余金への振替	—	119,937
欠損填補	—	△111,592
当中間期変動額合計	—	8,344
当中間期末残高	256	8,601
資本剰余金合計		
当期首残高	167,536	167,536
当中間期変動額		
準備金から剰余金への振替	—	—
欠損填補	—	△111,592
当中間期変動額合計	—	△111,592
当中間期末残高	167,536	55,943
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	1,802	1,802
当中間期変動額		
準備金から剰余金への振替	—	△1,802
当中間期変動額合計	—	△1,802
当中間期末残高	1,802	—
その他利益剰余金		
価格変動積立金		
当期首残高	32,516	32,516
当中間期変動額		
欠損填補	—	△32,516
当中間期変動額合計	—	△32,516
当中間期末残高	32,516	—
不動産圧縮積立金		
当期首残高	162	166
当中間期変動額		
欠損填補	—	△166
不動産圧縮積立金の取崩	△4	—
当中間期変動額合計	△4	△166
当中間期末残高	158	—

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月 30日)
別途積立金		
当期首残高	230	230
当中間期変動額		
欠損填補	—	△230
当中間期変動額合計	—	△230
当中間期末残高	230	—
繰越利益剰余金		
当期首残高	△161,282	△146,309
当中間期変動額		
準備金から剰余金への振替	—	1,802
欠損填補	—	144,506
不動産圧縮積立金の取崩	4	—
中間純利益	8,862	2,992
当中間期変動額合計	8,866	149,301
当中間期末残高	△152,416	2,992
利益剰余金合計		
当期首残高	△126,570	△111,592
当中間期変動額		
準備金から剰余金への振替	—	—
欠損填補	—	111,592
不動産圧縮積立金の取崩	—	—
中間純利益	8,862	2,992
当中間期変動額合計	8,862	114,585
当中間期末残高	△117,708	2,992
自己株式		
当期首残高	△8,601	△8,601
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	△8,601	△8,601
株主資本合計		
当期首残高	199,645	214,622
当中間期変動額		
欠損填補	—	—
中間純利益	8,862	2,992
当中間期変動額合計	8,862	2,992
当中間期末残高	208,507	217,614

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	15,261	29,927
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△9,990	△12,844
当中間期変動額合計	△9,990	△12,844
当中間期末残高	5,270	17,082
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	41	13
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△14	△1
当中間期変動額合計	△14	△1
当中間期末残高	27	11
評価・換算差額等合計		
当期首残高	15,302	29,940
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△10,005	△12,846
当中間期変動額合計	△10,005	△12,846
当中間期末残高	5,297	17,094
純資産合計		
当期首残高	214,948	244,563
当中間期変動額		
中間純利益	8,862	2,992
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△10,005	△12,846
当中間期変動額合計	△1,143	△9,854
当中間期末残高	213,804	234,709

【重要な会計方針】

1 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む。)の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。

- (1) 売買目的有価証券
…時価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - (2) 満期保有目的の債券
…移動平均法による償却原価法(定額法)
 - (3) 責任準備金対応債券(「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券をいう。)
…移動平均法による償却原価法(定額法)
 - (4) 子会社株式及び関連会社株式
…移動平均法による原価法
 - (5) その他有価証券
 - ① 時価のあるもの
…中間会計期間末日の市場価格等(国内株式については中間会計期間末前1カ月の市場価格の平均)に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ② 時価を把握することが極めて困難と認められるもの
 - ・取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められる債券
…移動平均法による償却原価法(定額法)
 - ・上記以外の有価証券
…移動平均法による原価法
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産の減価償却は、建物(構築物を除く。)については定額法により、構築物及びその他の有形固定資産については定率法により行っております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	… 15年～50年
その他の有形固定資産	… 3年～15年

ただし、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

平成23年度の税制改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更に伴う当中間会計期間の損益への影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産の減価償却は、定額法により行っております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により行っております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により行っております。

4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務、外貨建有価証券等の外貨建金融商品は、中間会計期間末日の直物為替相場により円換算しております。

外貨建その他有価証券の換算差額のうち、債券に係る換算差額については為替差損益として処理し、その他の外貨建その他有価証券に係る換算差額については全部純資産直入法により処理しております。

5 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、次の方式により計算しております。

- ・標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)
- ・標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という。)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む。)については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
債権額からの直接減額	257 百万円	288 百万円

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員(執行役員を含む。)の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金(年金)の支払いに備えるため、内規に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

7 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定による準備金であり、当中間会計期間末における価格変動準備金対象資産に対する年間所要額を期間按分した額を繰り入れております。

8 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、貸付金をヘッジ対象とした金利スワップで特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、外貨建定期預金をヘッジ対象とした為替予約で振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	貸付金
為替予約	外貨建定期預金

(3) ヘッジ方針

貸付金に対する金利変動リスク及び外貨建定期預金に対する為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較する比率分析により、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、特例処理を採用している金利スワップ及び振当処理を採用している為替予約については、有効性の評価を省略しております。

9 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税額等のうち、法人税法に定める繰延消費税額等は、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税額等以外は、発生会計期間に費用処理しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

- ※1 担保に供している資産の内容及びその金額並びに担保権によって担保されている債務の金額
担保に供している資産の内容及びその金額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
有価証券(国債)	105,337 百万円	105,050 百万円
有価証券(株式)	67,847 "	54,746 "
有価証券(外国証券)	22 "	20 "
合計	173,206 "	159,818 "

デリバティブ取引等の担保として差し入れております。

担保権によって担保されている債務の金額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
担保権によって担保されている債務の金額	22 百万円	20 百万円

- ※2 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の中間貸借対照表価額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
有価証券(国債)	150,511 百万円	161,336 百万円
合計	150,511 "	161,336 "

- ※3 責任準備金対応債券に係る中間貸借対照表価額及び時価並びにリスク管理方針の概要

(1) 責任準備金対応債券に係る中間貸借対照表価額及び時価

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
中間貸借対照表(貸借対照表)価額	1,388,609 百万円	1,593,613 百万円
時価	1,481,473 "	1,714,100 "

(2) 責任準備金対応債券に関連するリスク管理方針の概要

資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために、保険商品の特性に応じて小区分を設定し、各小区分に割り当てられた保険契約群についての責任準備金のデュレーションと小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針を採っております。なお、小区分は、次のとおり設定しております。

- ① 終身保険・年金保険(8-27年)小区分(終身保険(定期付終身保険を含む。)及び年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の7年超27年以内の部分)
- ② 一時払養老小区分(一時払養老保険)
- ③ 一時払個人年金小区分(一時払個人年金保険)

また、各小区分において、保険契約群についての責任準備金のデュレーションと、小区分に係る責任準備金対応債券のデュレーションとが一定幅の中で対応していることを、定期的に検証しております。

- ※4 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
有価証券(株式)	5,882 百万円	5,703 百万円
有価証券(その他の証券)	1,247 "	1,073 "
合計	7,130 "	6,777 "

※5 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額及びその合計額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
破綻先債権額(*1)	— 百万円	— 百万円
(うち取立不能見込額の直接減額)	(— ")	(— ")
延滞債権額(*2)	8,955 "	957 "
(うち取立不能見込額の直接減額)	(△178 ")	(△217 ")
3カ月以上延滞債権額(*3)	— "	— "
貸付条件緩和債権額(*4)	331 "	316 "
合計	9,287 "	1,273 "

(*1) 破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

(*2) 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(*3) 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸付金であります。

(*4) 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

※6 貸付金の融資未実行残高

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
貸付金の融資未実行残高	— 百万円	5,000 百万円

※7 資産の金額から直接控除している減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	191,823 百万円	194,183 百万円

8 特別勘定の資産及び負債の額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
特別勘定の資産の額(負債の額も同額)	647,610 百万円	614,125 百万円

※9 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
出再支払備金	77 百万円	137 百万円

※10 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
出再責任準備金	283 百万円	259 百万円

※11 契約者配当準備金の異動状況

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当中間会計期間 (平成24年9月30日)
当事業年度期首残高	87,509 百万円		当事業年度期首残高 82,259 百万円
当事業年度 契約者配当金支払額	19,619 "		当中間会計期間 契約者配当金支払額 8,901 "
利息による増加等	148 "		利息による増加等 38 "
契約者配当準備金繰入額	14,221 "		契約者配当準備金繰入額 7,242 "
当事業年度末残高	82,259 "		当中間会計期間末残高 80,638 "

※12 借入金のうち、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金の額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
劣後特約付借入金	163,500 百万円	163,500 百万円

13 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する今後の負担見積額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
生命保険契約者保護機構に対する 今後の負担見積額(*)	13,727 百万円	13,449 百万円

(*) 当該負担金は、拠出した会計期間の事業費として処理しております。

14 保険業法第91条の規定による組織変更剰余金額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
組織変更剰余金額	377 百万円	377 百万円

(中間損益計算書関係)

※1 有価証券売却益の内訳

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
国債等債券	5,293 百万円	15,856 百万円
株式等	2,265 "	217 "
外国証券	445 "	677 "

※2 有価証券売却損の内訳

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
国債等債券	230 百万円	29 百万円
株式等	664 "	246 "
外国証券	8,013 "	595 "

※3 有価証券評価損の内訳

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
国債等債券	－ 百万円	440 百万円
株式等	4,455 "	23,132 "

※4 金融派生商品収益に含まれている評価損益の内訳

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
評価益	39,361 百万円	33,910 百万円

※5 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
出再支払備金繰入額	111 百万円	60 百万円

※6 責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金戻入額

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
出再責任準備金戻入額	11 百万円	24 百万円

※7 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
有形固定資産	3,189 百万円	2,969 百万円
無形固定資産	1,233 "	1,241 "
合計	4,422 "	4,210 "

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
自己株式				
普通株式	17,272,600	—	—	17,272,600
A種株式	172,121	—	—	172,121
合計	17,444,721	—	—	17,444,721

当中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
自己株式				
普通株式	17,272,668	—	—	17,272,668
A種株式	172,121	—	—	172,121
合計	17,444,789	—	—	17,444,789

(リース取引関係)

(借主側)

1 ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産(電算機器)であります。

② リース資産の減価償却の方法

「重要な会計方針」「3 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
1年内	729 百万円	227 百万円
1年超	859 "	717 "
合計	1,588 "	944 "

(貸主側)

1 ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
1年内	2,415 百万円	2,363 百万円
1年超	2,231 "	1,250 "
合計	4,647 "	3,613 "

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
子会社株式(百万円)(*1)(*2)	1,576	1,402
関連会社株式(百万円)(*2)	5,553	5,375
計	7,130	6,777

(*1) 子会社である組合出資金を含んでおります。

(*2) 株式については、市場価格がなく、組合出資金については、組合が保有する「その他有価証券」の評価差額について持分相当額を計上しておりますが、その主たる構成資産・負債は、非上場株式(店頭売買株式を除く)等であり、いずれも時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎

項目	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
(1)普通株式に係る1株当たり純資産額	335円24銭	299円86銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	244,563	234,709
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	151,187	151,187
(うちB種株式払込金額)	60,000	60,000
(うちA種株式払込金額)	91,187	91,187
普通株式に係る中間会計期間末(事業年度末)の純資産額(百万円)	93,375	83,521
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間会計期間末(事業年度末)の普通株式 の数(株)	278,534,532	278,534,532
(2)A種株式に係る1株当たり純資産額	100,000円00銭	100,000円00銭
(算定上の基礎)		
A種株式に係る中間会計期間末(事業年度末)の純資産額(百万円)	91,187	91,187
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間会計期間末(事業年度末)のA種株式 の数(株)	911,879	911,879

(注) A種株式(1株当たりの払込金額100,000円)については、普通株式と同等の株式として取り扱うこととしておりますが、当中間会計期間末(前事業年度末)の純資産の部の合計額からB種株式及びA種株式の払込金額を控除した残額が、500円(100,000円を調整後A種株式調整比率200で除した額)に当中間会計期間末(前事業年度末)の普通株式の株式数を乗じた金額を下回っているため、純資産の部の合計額からB種株式及びA種株式の払込金額を控除し、普通株式に係る1株当たり純資産額を算定しております。

A種株式及びB種株式の内容については、第4 [提出会社の状況] 1 [株式等の状況] (1) [株式の総数等] ② [発行済株式] に記載のとおりであります。

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

項目	前中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	
	(1) 1株当たり中間純利益	19円23銭		6円49銭
(算定上の基礎)				
中間純利益(百万円)	8,862		2,992	
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額(百万円)	—		—	
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益(百万円)	8,862		2,992	
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数(株)	460,910,400		460,910,332	
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	14円83銭		5円01銭	
(算定上の基礎)				
中間純利益調整額(百万円)	—		—	
普通株式増加数(株)	136,660,950		136,657,719	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	潜在株式の種類 潜在株式の数 (うち自己株式の数)	A種株式 1,084,000株 172,121株	潜在株式の種類 潜在株式の数 (うち自己株式の数)	A種株式 1,084,000株 172,121株

(注) A種株式については普通株式と同等の株式として取り扱うこととしており、A種株式の期中平均株式数に調整後A種株式調整比率200を乗じた株式数を含めて算定しております。

前中間会計期間における潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎となる普通株式増加数は136,660,950株であり、潜在株式であるB種株式の当期首現在の株式数600,000株に当該株式の当初払込金額100,000円を乗じた額を、B種株式調整価額の修正日前までは当期首現在のB種株式調整価額440円、修正日以後は修正後のB種株式調整価額438.1円で除して算定しております。

当中間会計期間における潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎となる普通株式増加数は136,657,719株であり、潜在株式であるB種株式の当期首現在の株式数600,000株に当該株式の当初払込金額100,000円を乗じた額を、B種株式調整価額の修正日前までは当期首現在のB種株式調整価額438.1円、修正日以後は修正後のB種株式調整価額440円で除して算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第65期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

平成24年6月27日に関東財務局長に提出

- (2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

上記(1)に係る訂正報告書及びその確認書

平成24年8月8日に関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月18日

三井生命保険株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮崎 茂 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 順二 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三井生命保険株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、三井生命保険株式会社及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が中間連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月18日

三井生命保険株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮崎 茂 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 順二 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三井生命保険株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第66期事業年度の中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井生命保険株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が中間財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年12月19日
【会社名】	三井生命保険株式会社
【英訳名】	MITSUI LIFE INSURANCE COMPANY LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 幸央
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長山本幸央は、当社の第66期中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。